

第2期北茨城市
子ども・子育て支援プラン

令和2～6年度

～みんなで育む えがお輝く 子どもたち～



令和2年3月



北茨城市



はじめに

本市は、平成27年に実施された子ども・子育て支援新制度に基づき、「みんなで育む えがお輝く 子どもたち」を基本理念とした「北茨城市子ども・子育て支援プラン」を策定し、すべての家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう幼児教育・保育はもとより地域の子育て支援を総合的に推進してまいりました。

全国的に少子化や核家族化が進行し、働き方も多様化するなど、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しています。母親の就業率が上昇し、子育ての主体も母親から父親の子育てへの関わりが増加するなど、子育てへの意識、家族形態の変化が見られます。また、職場や仕事を優先する働き方のために地域との関わりが薄れ、社会から孤立し子育てに関する不安や悩みにうまく対処できず、児童虐待や子どもの貧困などの問題も生じています。

本市では「子育て一番 北茨城」を掲げ、結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援を行っております。子どもの出産に対し、子育て世帯応援商品券・出産祝金の支給や保育園や認定こども園の保育料の第2子以降無料化などを実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。また、乳幼児や保護者が気軽に集まって相談や交流を行う「子どもの家」を市内に3箇所運営し、子育ての悩みに対する助言や情報提供を行っております。さらに、子育てがしやすい広い間取りの住宅や家賃を抑えた住宅を提供するなど、子どもを安心して産み育てられる環境を整備してまいりました。

本計画は、すべての家庭が子育てに対しての負担感や不安、孤立感を感じることなく、保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、また、未来を担う子どもたちが地域全体で大切に育てられ、健やかに成長できる社会を実現するための指針となるものです。

子どもは社会の宝です。すべての子どもがいきいきと健やかに成長できるよう一つひとつの施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、熱心なご審議をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様、ご協力いただきました多くの皆様から感謝申し上げます。

令和2年3月

北茨城市長

豊田 稔

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	2
(1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状	2
(2) 計画策定の経緯および根拠	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 教育・保育の提供区域の設定	4
第2章 子どもを取り巻く現状	
1 統計からみた本市の現状	6
(1) 人口の推移	6
(2) 出生の動向	8
(3) 婚姻の状況	10
(4) 女性の就業状況	11
(5) 子どもの貧困の状況	13
(6) 児童虐待の状況	17
2 ニーズ調査結果からみた子育て状況	18
(1) 調査概要	18
(2) 結果概要	19
3 子育て支援サービスなどの状況	25
(1) 保育施設の状況	25
(2) 子育て支援サービスの状況	26
(3) 小学校・中学校の状況	28
(4) 障害児通園施設の状況	28
(5) 児童虐待などの現状	29
(6) 子どもの生活（貧困）状況	29
第3章 計画の理念と基本目標	
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策体系	34
4 北茨城市独自の子育て支援	36
5 北茨城市の切れ目のない支援体制	37
第4章 施策の展開	
基本目標Ⅰ すべての子ども・子育て家庭を支えるまち	40
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援の充実	41
2 多様な子育て支援事業の充実	50
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を育むまち	54

1 親と子の健康づくり	54
2 地域の子育て力づくり	60
基本目標Ⅲ 一人ひとりの子どもに寄り添うまち	64
1 きめ細かな子ども・子育て支援の充実	64
2 子育て相談・情報発信体制の充実	69
基本目標Ⅳ みんなで子ども・子育てを支えあうまち	71
1 仕事と子育てが両立できる環境づくり	71
2 子どもと子育てにやさしい環境づくり	72
3 安心して成長できる環境づくり	73
第5章 計画の推進	
1 推進体制	78
2 点検・評価	78
資料編	80
資料1 北茨城市子ども・子育て会議条例	80
資料2 北茨城市子ども・子育て会議委員名簿	81
資料3 北茨城市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	82

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。よって、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。しかし、家庭、地域社会における子どもの育ちや子育ての環境は少子高齢化の進展や経済情勢等の変動により大きく変化しています。本市においても核家族や市民一人ひとりの価値観の変化、長時間労働や非正規雇用の増加など就労形態の多様化が進んでおり、かつてあった家族や地域のつながりが希薄化しています。子育てをする保護者にとっては、祖父母やご近所など身近な人からの子育て支援を得にくい状況となっており、その結果、心身や経済的な負担は増加し、育児不安やストレスからくる産後うつ、児童虐待などさまざまな問題が発生してしまいます。

経済的な事情や女性の就業に対する意識の変化などにより、共働き家庭は依然として増加を続けていますが、仕事と子育ての両立を支える育児休業制度や意識はいまだ社会に十分に浸透しているとは言えない状況にあり、出産後・育児中の女性が安心して復職できる社会環境を実現するためには、さまざまな取り組むべき課題があります。

また、日本における子どもの貧困率は先進諸国と比較しても深刻な状況にあり、子どもの貧困対策は国を挙げて対応すべき喫緊の課題となっています。本市に生まれた子どもたちが、生まれ育った環境で将来を左右されることのないよう、さらに貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等に一層取り組んでいく必要があります。

(2) 計画策定の経緯および根拠

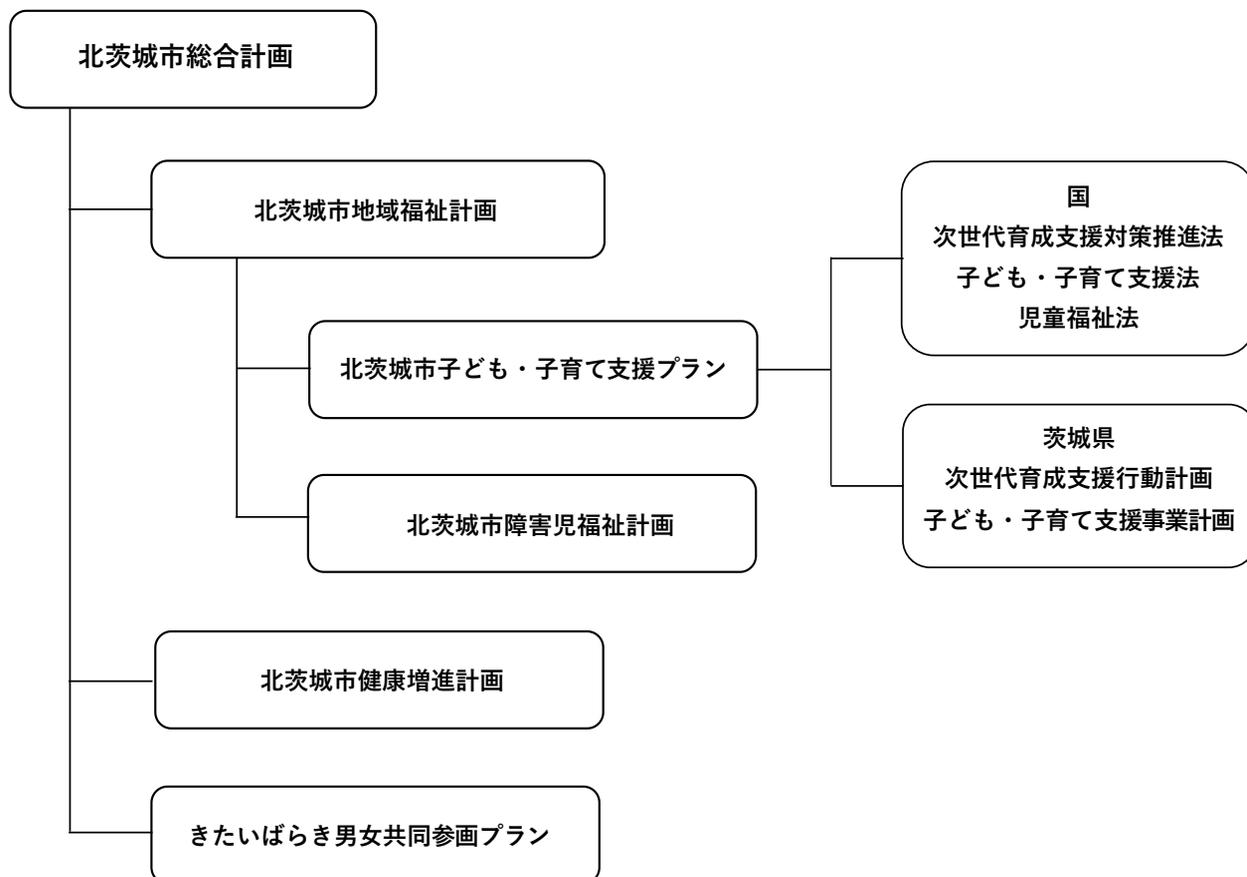
子育てに対して負担感や不安、孤立感を感じるのではなく、保護者がしっかりと子どもと向き合うことでその成長に喜びや生きがいを感じ、また、これからの社会をつくり、未来を担う子どもたちが地域全体で大切に育てられ、健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成15年「次世代育成支援対策推進法」の成立を受け「北茨城市次世代育成支援行動計画」を策定しました。さらに平成27年度には「子ども・子育て関連3法」の成立を受け「北茨城市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備や本市の未来を担う子どもたちへの支援などを総合的に進め、子育てに希望の持てるまちづくりを推進してまいりました。

令和元年度においては「北茨城市子ども・子育て支援プラン」が最終年度となることから、今後より一層の子育て支援を充実させるべく、これまでの市の取組を見直し、社会状況や市民の意識等の変化を反映した後継計画である「第2期北茨城市子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「北茨城市総合計画」に基づく部門別計画として、第1期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和を保ち策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
北茨城市子ども・子育て支援プラン									
			ニーズ 調査	計画 策定	第 2 期北茨城市子ども・子育て支援プラン				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「北茨城市子ども・子育て会議」を設置し、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者、行政関係者等からの意見を踏まえて検討を行い策定しました。

また、広く市民の意見を反映するため、未就学児童の保護者 1,280 人及び小学生の保護者 1,490 人を対象とした「北茨城市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリックコメントを実施しました。

5 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

認定こども園については、保護者が教育方針などで選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。また、保育園も自宅からの距離だけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、引き続き市全域を一区域として設定しました。

第2章 子どもを取り巻く現状

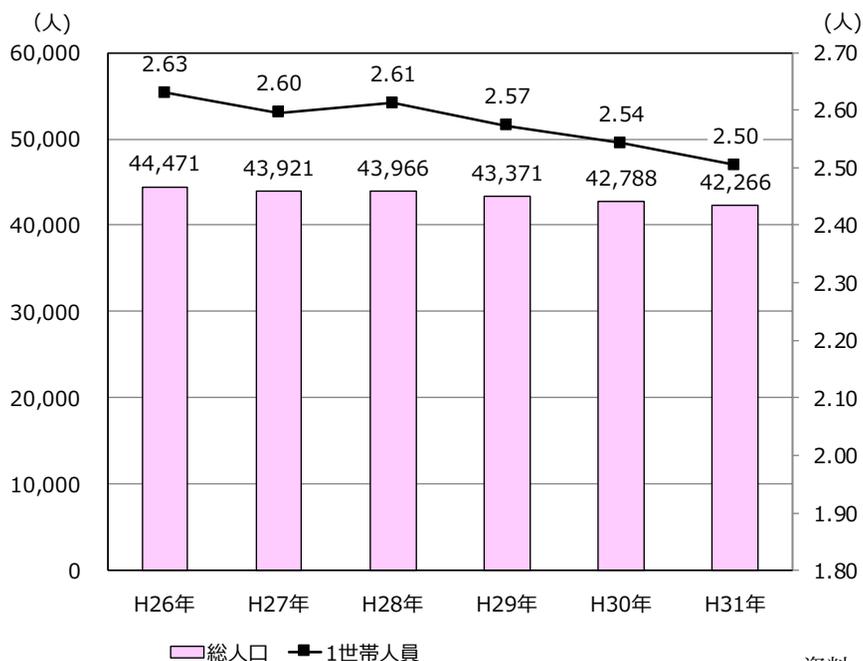
第2章 子どもを取り巻く現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

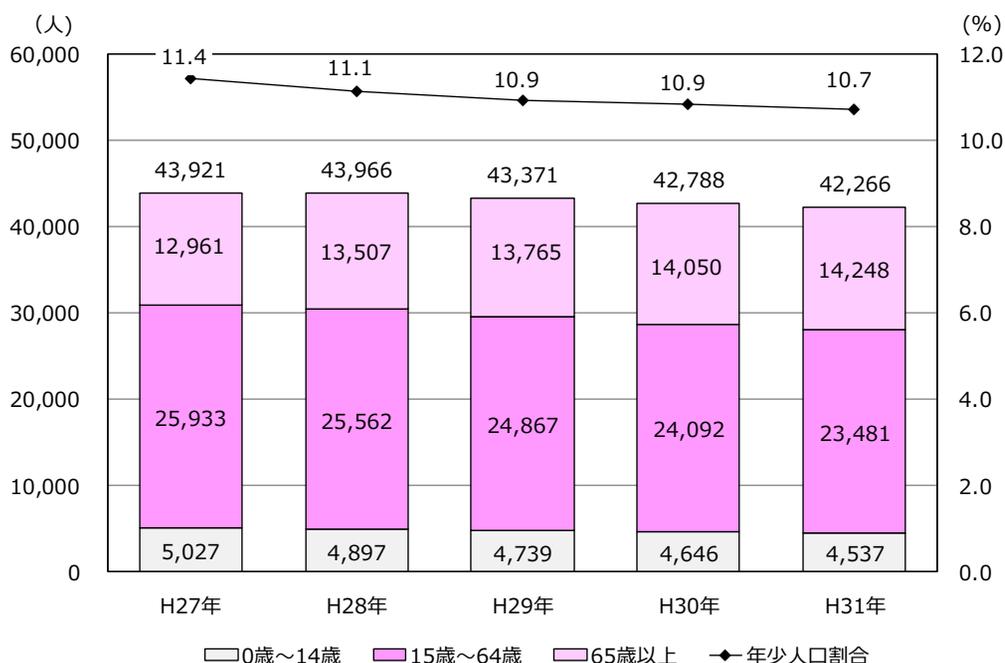
本市の人口は、平成26年から平成31年を比較すると、総人口は2,205人（5%）減少しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

② 年齢3区分別人口構成の推移

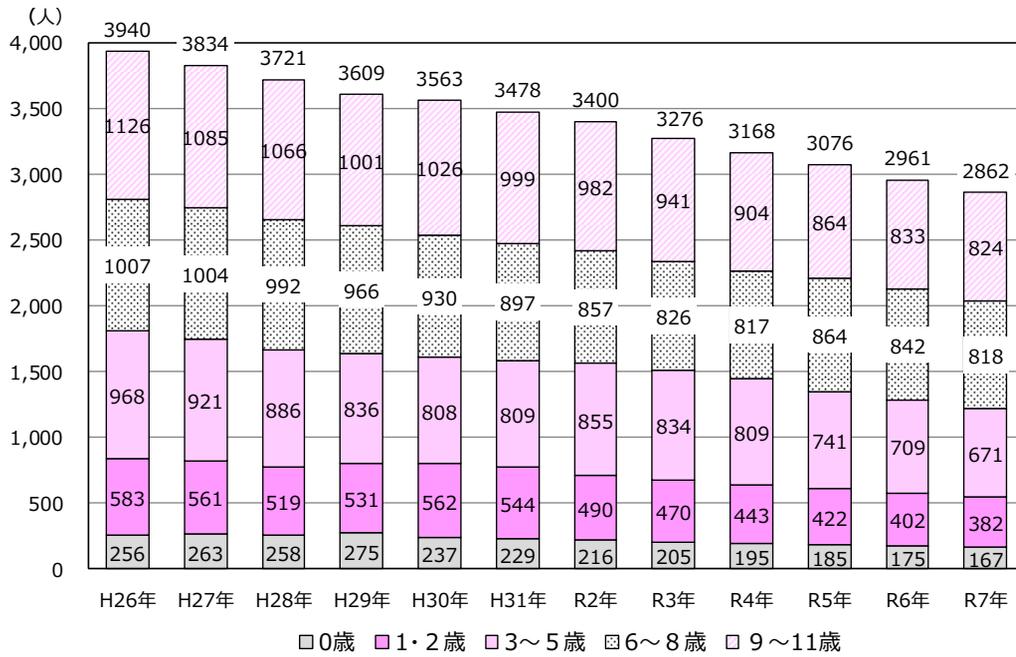
0～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口ともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

③ 0歳～11歳児童人口の推移と推計値

児童人口は、平成26年から平成31年を比較すると、1,078人（27%）減少しています。



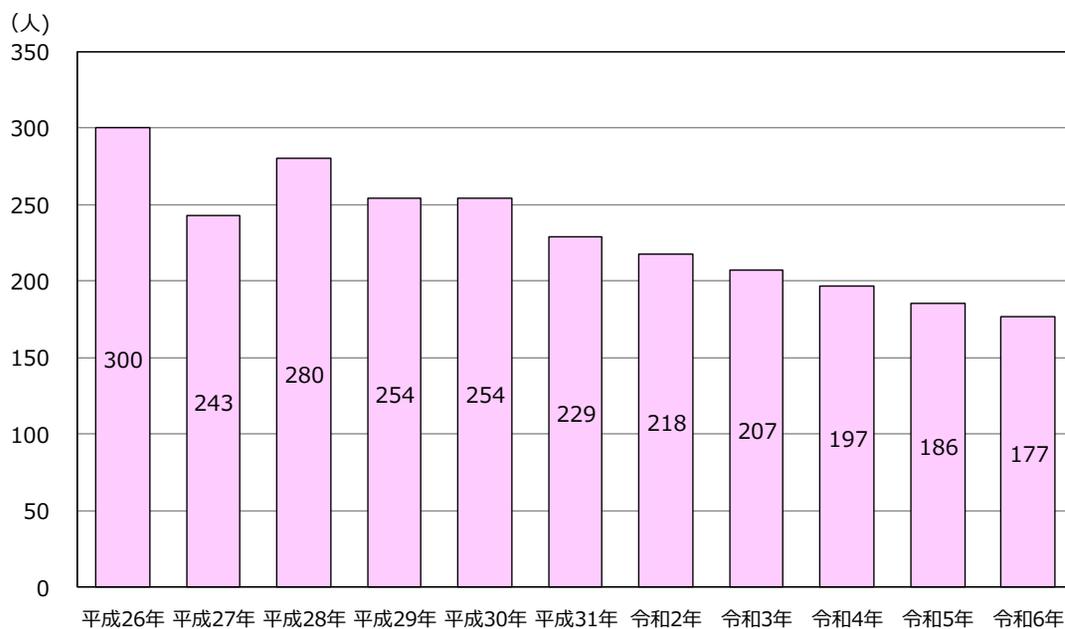
※住民基本台帳より過去5年の年齢別人口推移をもとに「量の見込み」算出用としてコーホート変化率法により算出。



(2) 出生の動向

① 出生数

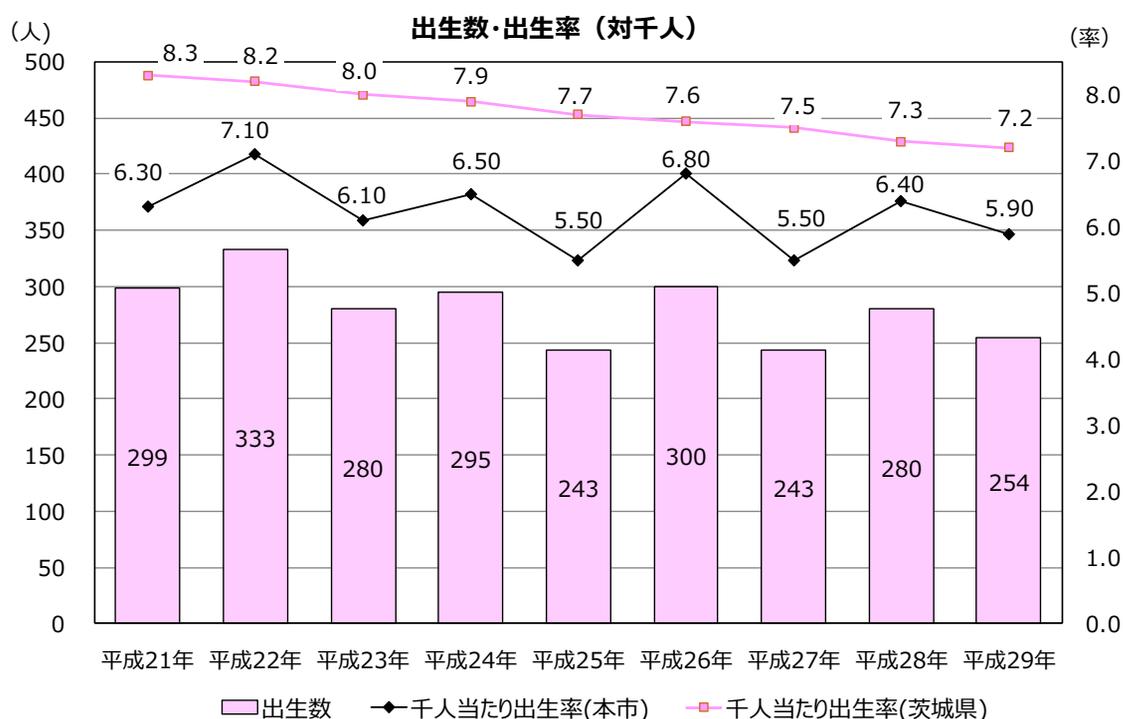
本市の出生数は、平成26年を境に減少傾向にあり平成26年から平成29年までの推移をみると、46人減少しています。



資料：茨城県保健福祉統計年報よりコーホート変化率法により算出。

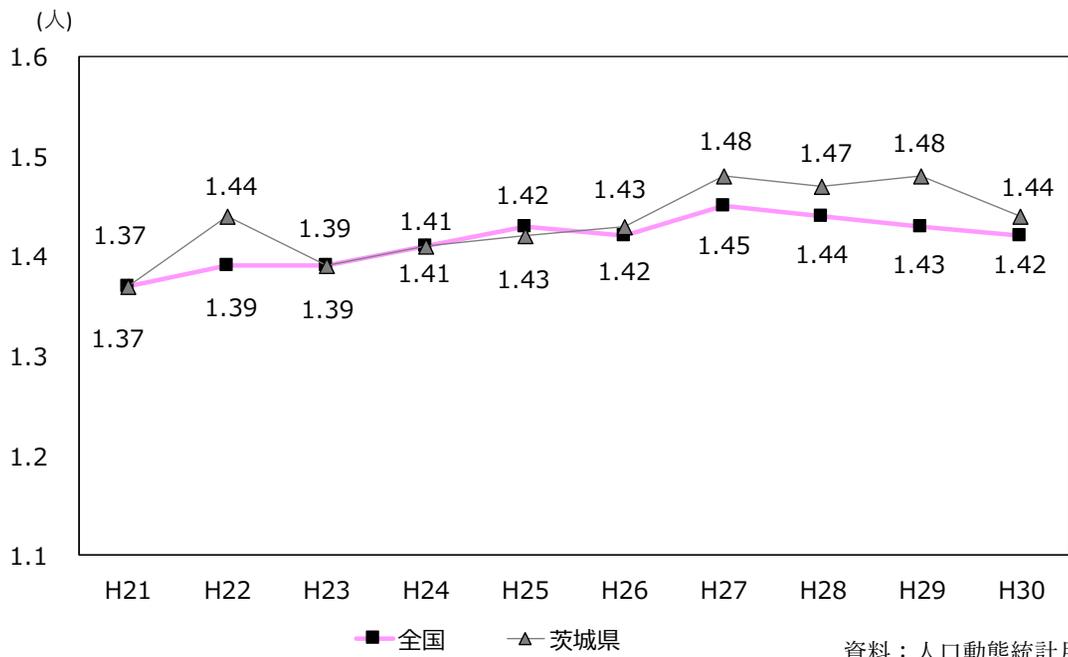
② 出生率の推移

市の出生率の推移をみると、平成26年をピークに減少傾向で推移しており、茨城県と比較しても下回っています。



資料：茨城県人口動態統計

◇合計特殊出生率※の推移



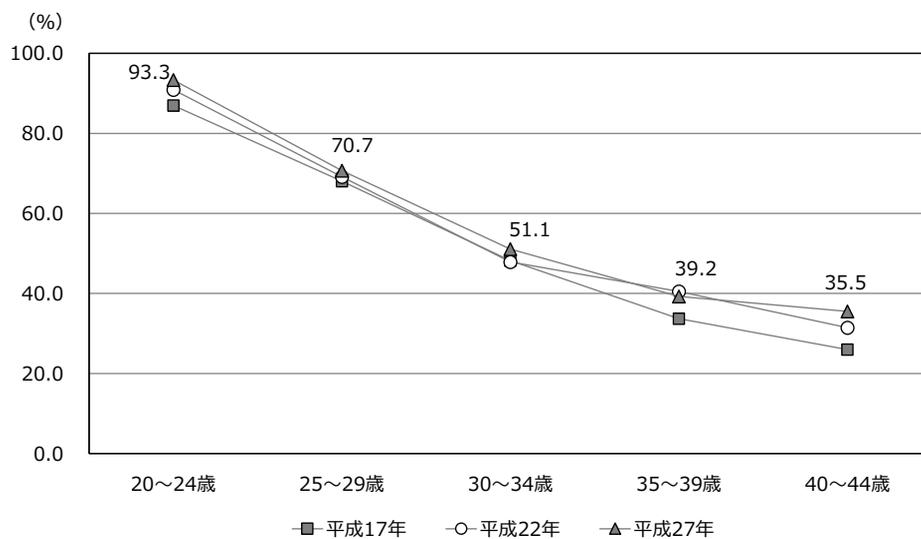
※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。



(3) 婚姻の状況

① 未婚率（男性）

年々増加しており、特に30～34歳の男性の2人に1人が未婚という現状です。

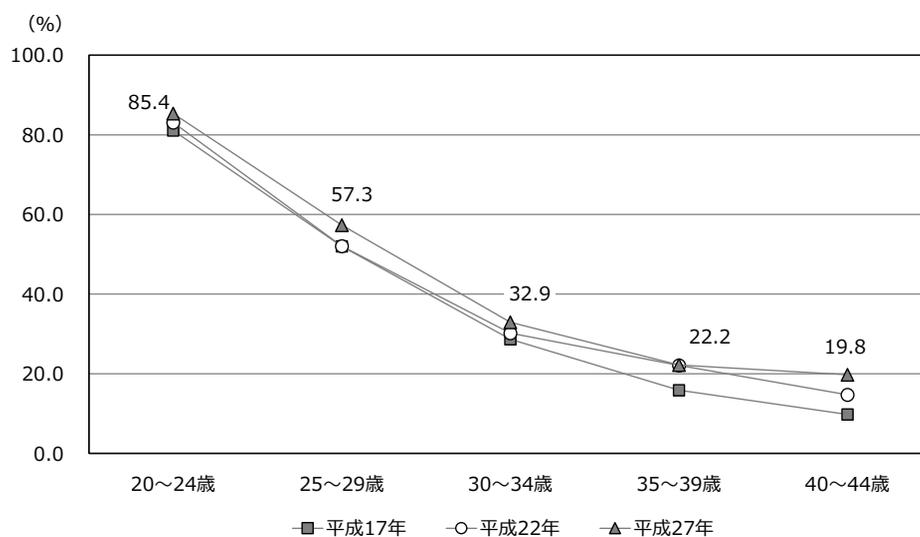


	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成17年	87.0	68.0	48.2	33.7	26.0
平成22年	90.9	69.1	47.9	40.5	31.4
平成27年	93.3	70.7	51.1	39.2	35.5

資料：国勢調査（H27年）

② 未婚率（女性）

男性に比べ、高水準ではありませんが25～34歳の未婚率は平成17年で39.5%、平成27年で44.5%と5ポイントの増加が見られます。

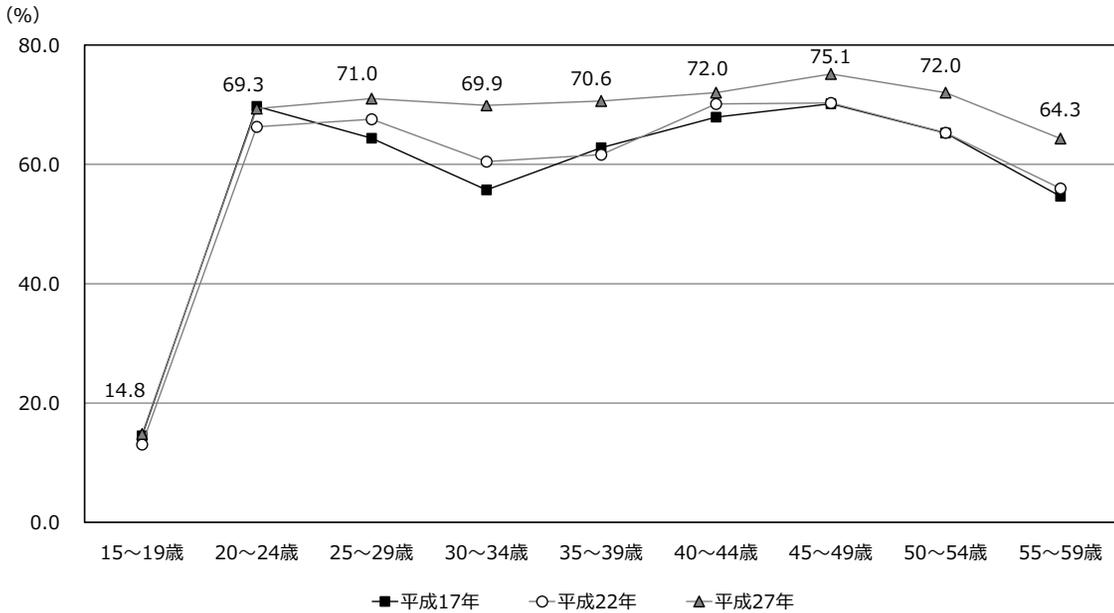


	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成17年	81.1	52.0	28.7	15.8	9.8
平成22年	83.1	52.0	30.2	22.1	14.7
平成27年	85.4	57.3	32.9	22.2	19.8

（4）女性の就業状況

女性の年代別労働力率※をみると、20歳代でピークがあり、出産・育児期に減少し、40歳代で再び増加することで描かれるM字カーブは緩和されています。

また、就業率を平成17年と平成27年を比較すると、25～29歳では6.6ポイント、30歳～34歳では14.2ポイント、35歳～39歳では7.8ポイントそれぞれ増加しています。



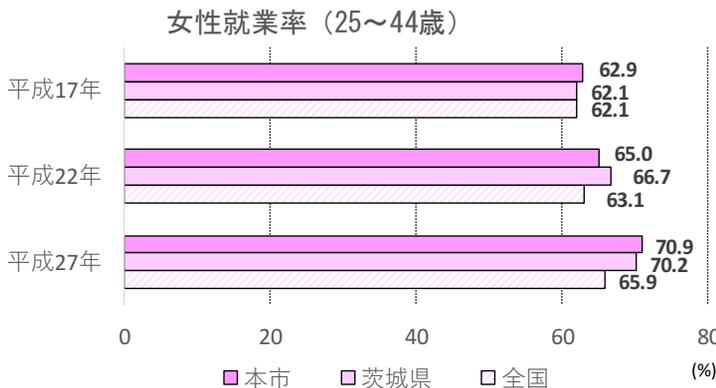
就業率 = (労働人口総数 - 完全失業者) / 人口総数

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成17年	14.5	69.7	64.4	55.7	62.8	67.9	70.2	65.2	54.6
平成22年	13.1	66.3	67.6	60.5	61.6	70.1	70.3	65.3	56.0
平成27年	14.8	69.3	71.0	69.9	70.6	72.0	75.1	72.0	64.3

※労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率。

資料：国勢調査（H27年）

子育て世代の女性（25～44歳）の就業率をみると、全国的には平成27年時点で65.9%であり、令和4年には80%の水準になると見込まれています。また、本市においても子育て世代の女性の就業率は年々増加しており、全国平均よりも高い就業率となっています。

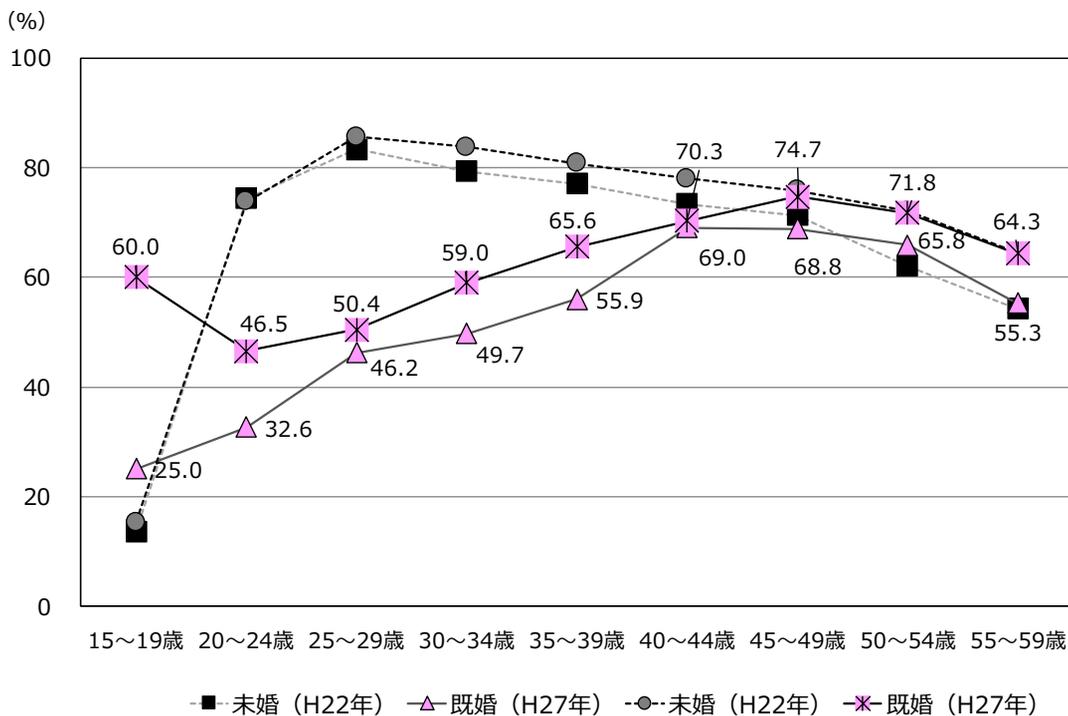


	平成17年	平成22年	平成27年
全国	62.1	63.1	65.9
茨城県	62.1	66.7	70.2
本市	62.9	65.0	70.9

資料：国勢調査（H27年）

◇女性の婚姻形態別の就業状況

既婚女性の年代別の労働力率をみると、平成 22 年と平成 27 年を比較して子育て世代の就業率は増加傾向にあります。20～24 歳代で 13.9 ポイントの増加があり、40 歳以降については未婚者とほぼ同様となっています。

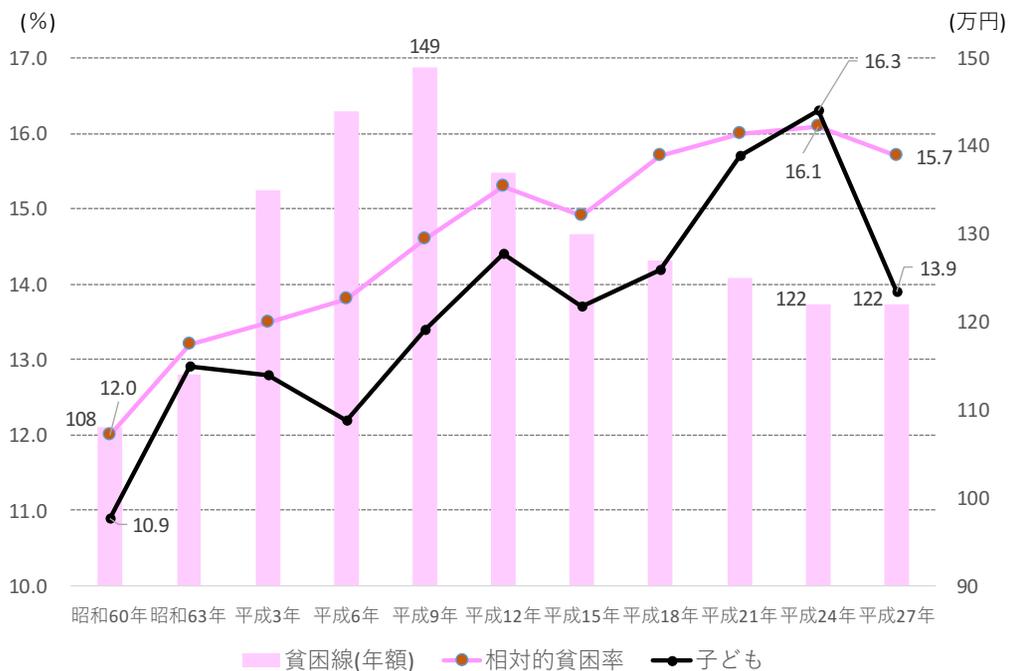


資料：国勢調査（H27年）

(5) 子どもの貧困の状況

① 子どもの貧困率の推移（全国）

平成28年国民生活基礎調査の概要によると、日本の子どもの相対的貧困率※は13.9%、日本の子どもの約7人に1人（約280万人）が貧困状態にあることを示しています。



資料：平成28年国民生活基礎調査

※相対的貧困率：国民一人一人の等価可処分所得※1を計算し、中央値の半分に満たない人の比率

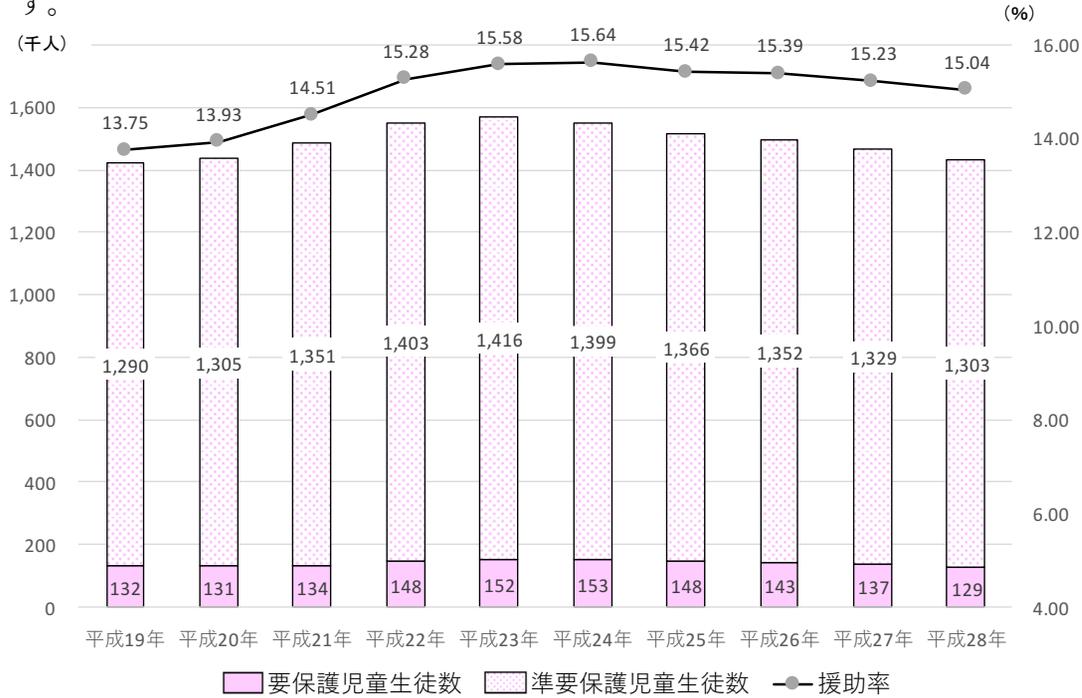
※1 等価可処分所得：世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で除した数



② 就学援助率と進学率の状況

◇要保護・準要保護児童生徒数（全国）

全国的には要保護児童、準要保護児童数とも平成24年を境に若干ですが減少傾向にあります。



資料：就学援助実施状況等調査

※要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

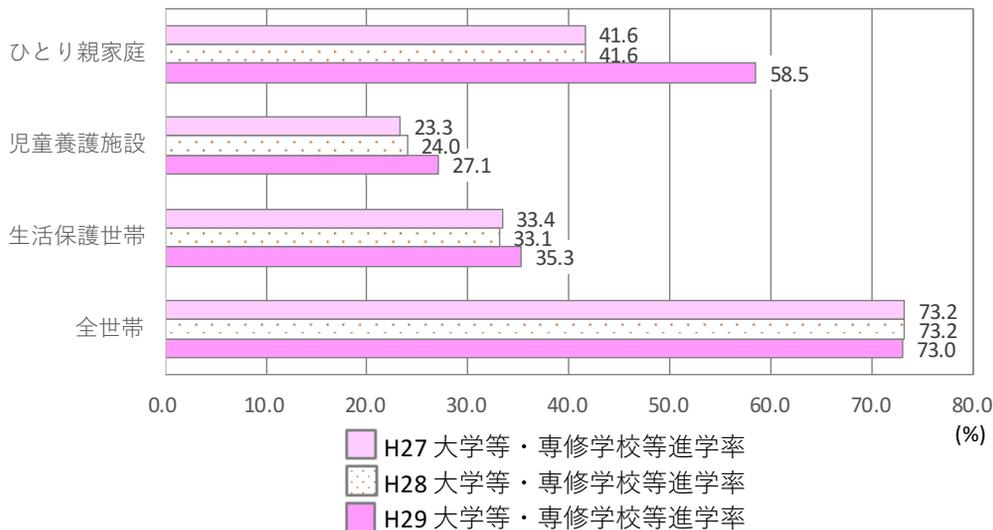
※1 準要保護児童生徒数：要保護児童に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定

※2 援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除したもの

◇各世帯等の子どもの進学率（全国）

平成29年度の学校基本調査及び子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況（内閣府）による世帯別の子どもの進学率の状況です。

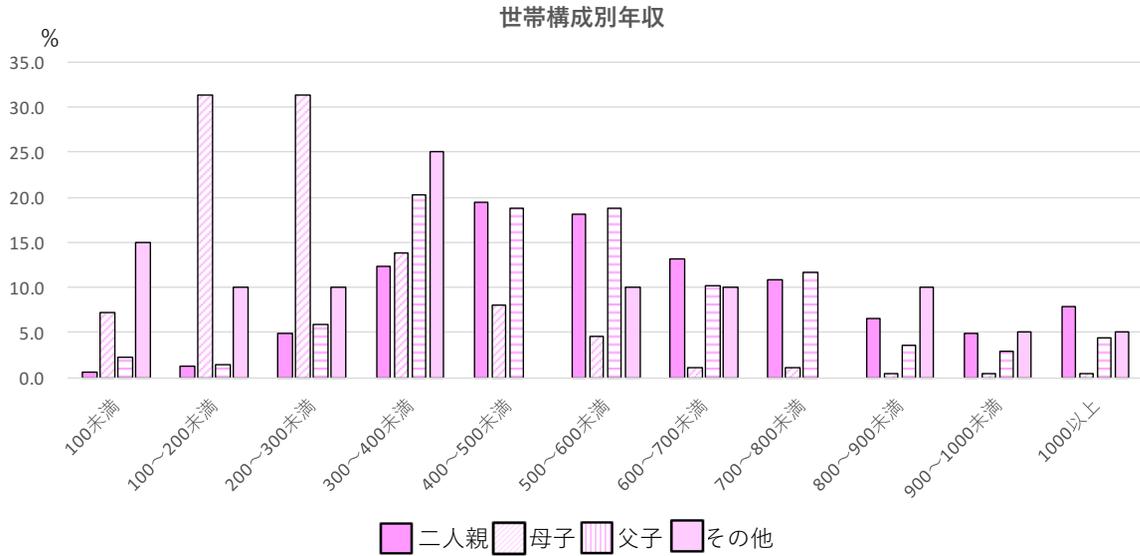
大学等進学率の推移



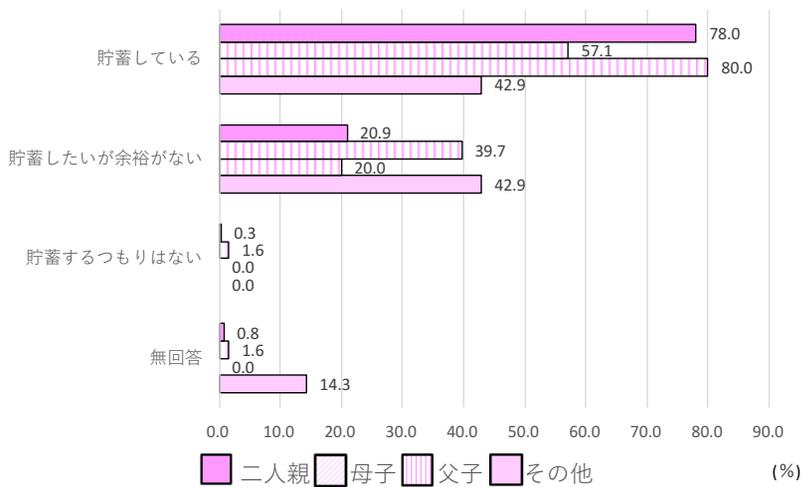
資料：子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況（内閣府）

③ 世帯構成別の生活状況

世帯別の収入が年収 300 万未満は二人親世帯で 6.1%、父子世帯では 8.7%であるのに対し母子世帯では 66.5%となっています。

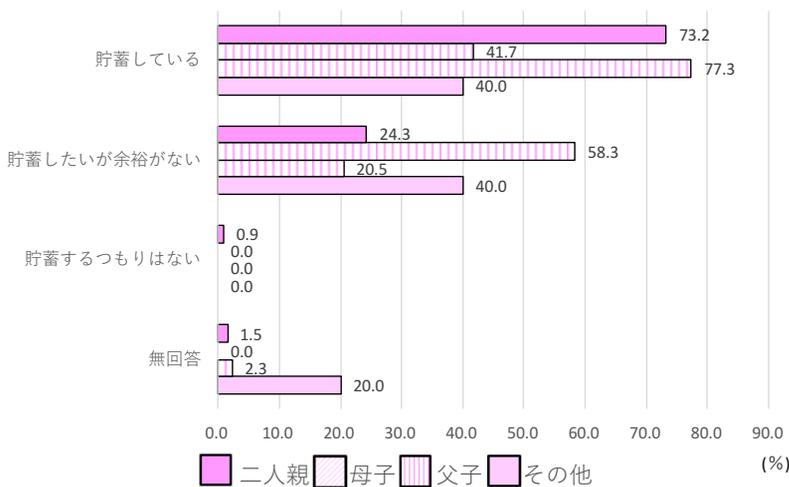


子どもの将来のための貯蓄や学資保険の加入状況（小学1年生）



「貯蓄している」は二人親世帯で 78.0%、父子世帯で 80.0%であるのに対し母子世帯では 57.1%となっています。

子どもの将来のため貯蓄や学資保険の加入状況（小学5年生）

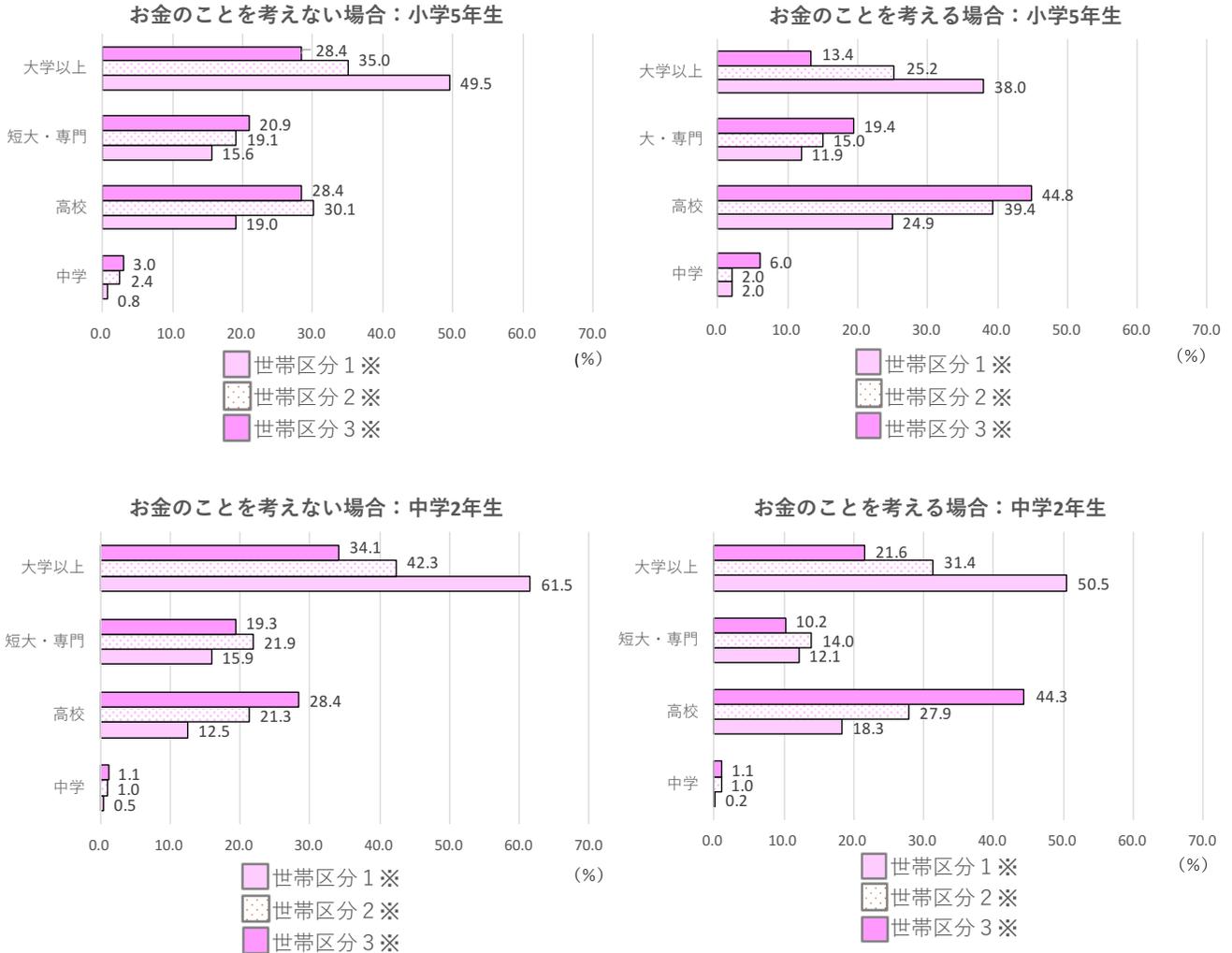


母子世帯では「貯蓄している」が小学1年生にくらべ 15.4 ポイントの減少、「貯蓄したいが余裕がない」が 18.6 ポイントの増加となっています。

資料：茨城県子どもの生活実態調査報告書（平成 30 年度）

④ 所得階層別の子どもの進学希望

小学5年生と中学2年生への進学希望について「お金のことを考えない場合と考えた場合で、将来どの学校まで行きたいと思いますか。」の設問に対し、お金のことを考えた場合、大学以上の進学は世帯区分1※の小学5年生で15ポイントの減少、中学2年生で12.5ポイントの減少、逆に高校までは小学5年生で16.4ポイントの増加、中学2年生で15.9ポイントの増加となっています。



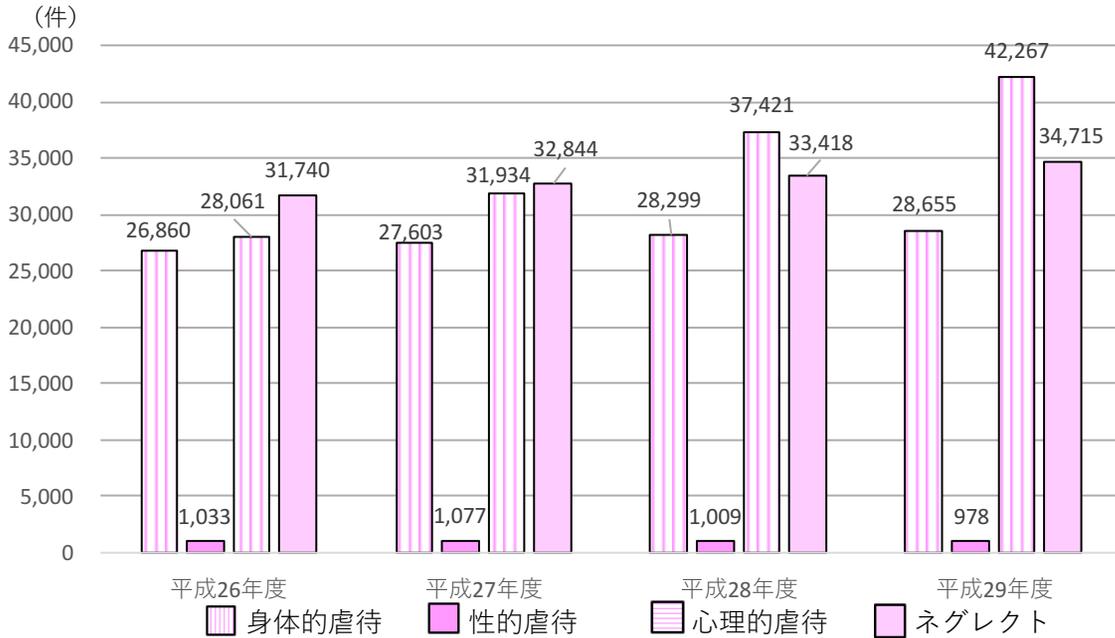
※世帯区分1 (122万円未満)：「平成28年国民生活基礎調査」による貧困線(年額)
 世帯区分2 (122万～244万円未満)
 世帯区分3 (244万円以上)

資料：茨城県子どもの生活実態調査報告書(平成30年度)

(6) 児童虐待の状況

① 児童虐待件数の推移（全国）

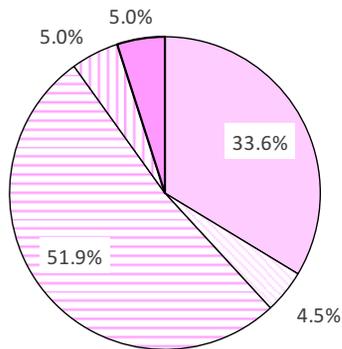
性的虐待以外は年々増加傾向にあり、心理的虐待は平成26年度からの3年間で14,206件の増加がみられます。



資料：厚生労働省：福祉行政報告

② 茨城県の平成29年度状況

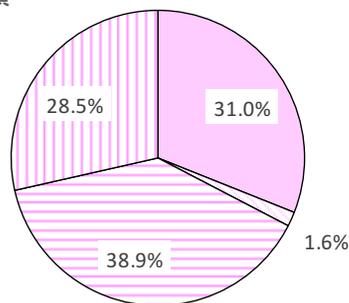
主な虐待者



実母が51.9%と最も多く、次いで実父33.6%、実母以外の母親が5.0%となっています。

■ 実父 ■ 実父以外の父親 ■ 実母 ■ 実母以外の母親 ■ その他

虐待の種類



心理的虐待が38.9%と最も多く、次いで身体的虐待が31.0%、ネグレクトが28.5%となっています。

■ 身体的虐待 ■ 性的虐待 ■ 心理的虐待 ■ ネグレクト

資料：厚生労働省：福祉行政報告

2 ニーズ調査結果からみた子育て状況

(1) 調査概要

調査地域	北茨城市全域
調査対象	就学前児童の保護者および就学児童の保護者（各1世帯1票）
標本数	就学前児童の保護者 1,280票、就学児童の保護者 1,490票
抽出方法	住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出
調査方法	①就学前児童の保護者 市内認定こども園及び保育所の在園児は園を通じての配布、回収（一部郵送）。市外の保育所等の在園児及び未就園児は郵送による配布、回収（無記名回答）。 ②就学児童の保護者 小学校を通じて配布、回収（一部郵送）（無記名回答）。
調査期間	平成30年12月12日～28日

【回収結果】

	配布数	回収数	回収率
①就学前児童	1,280票	753票	58.8%
②就学児童	1,490票	923票	61.9%
合計	2,770票	1,676票	60.5%

【調査項目】

1. お子さんのご家族の状況について
2. 子どもの育ちをめぐる環境について
3. お子さんの保護者の就労状況について
4. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
5. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について
6. お子さんの土日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
7. お子さんの病気の際の対応について
8. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について
10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
11. 子育て全般について

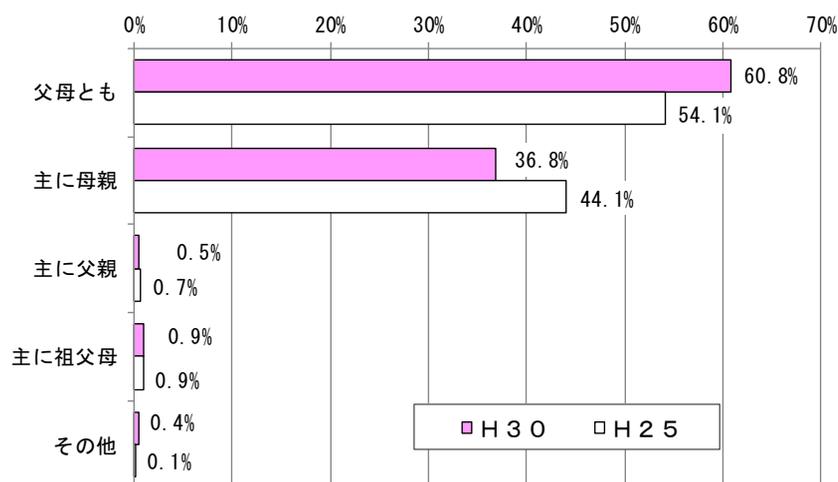
(2) 結果概要

平成25年に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果との比較を主に、子育て環境や子育て意識の推移等を見ていきます。

① 子どもの家庭の状況

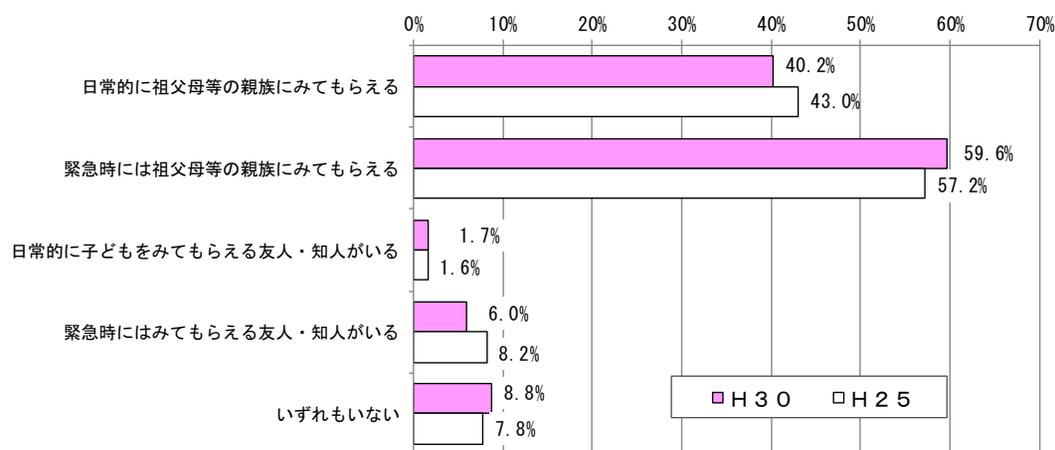
- ・主に子育てをしている方（就学前児童）

平成25年に比べ「主に母親」が7.3ポイント減少し、「父母とも」が6.7ポイント増加していることから、父親の子育てへの意識が高まり、母親主体の子育てから共同で行う子育てへ変化していることがわかります。



- ・日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童）

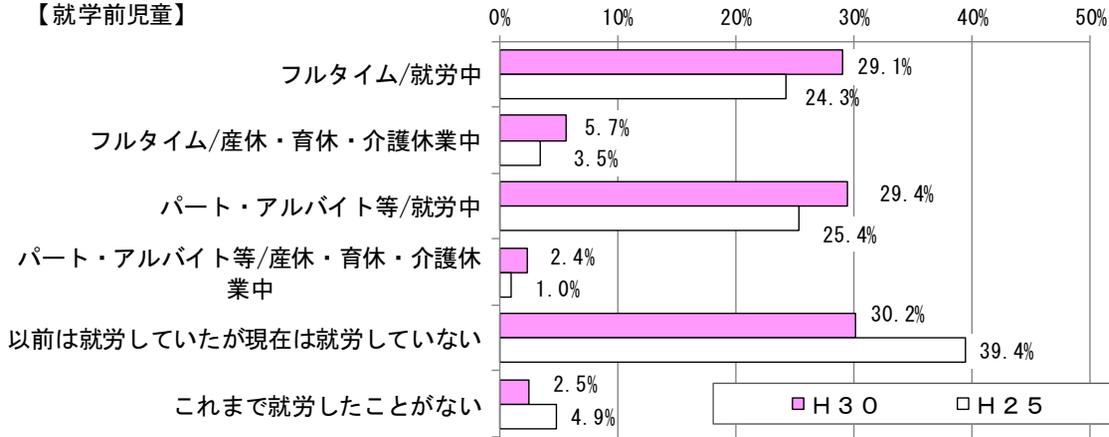
依然として「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割近くと高くなっていますが「いずれもない」がわずかながら増加していることから、親族が遠方にいる等、核家族への支援が必要であることがわかります。



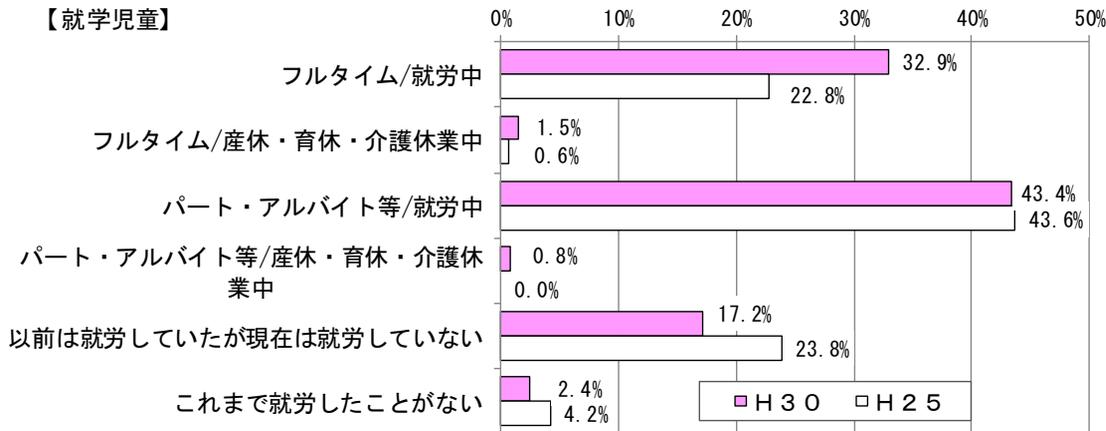
② 母親の就労状況

「フルタイムで就労中」が就学前児童で 4.8 ポイント、就学児童で 10.1 ポイントと子育て中の母親の就業率が増加しています。また「以前は就労していたが現在は就労していない」が就学前児童で 9.2 ポイント、就学児童で 6.6 ポイントの減少し、わずかながら育児と仕事の両立の改善傾向があります。

【就学前児童】



【就学児童】

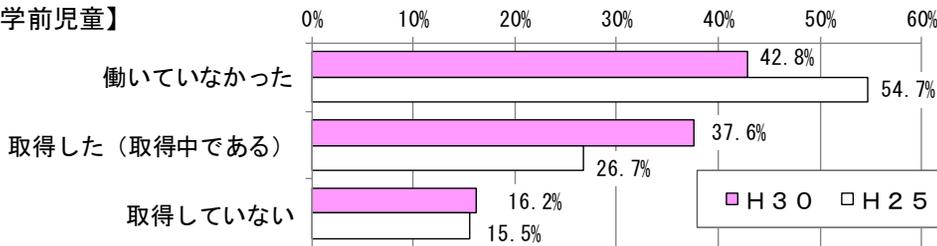


③ 育児休業取得の状況

取得状況は10.9ポイント増加し、制度の浸透と取得環境の向上がみられます。

・母親の取得状況

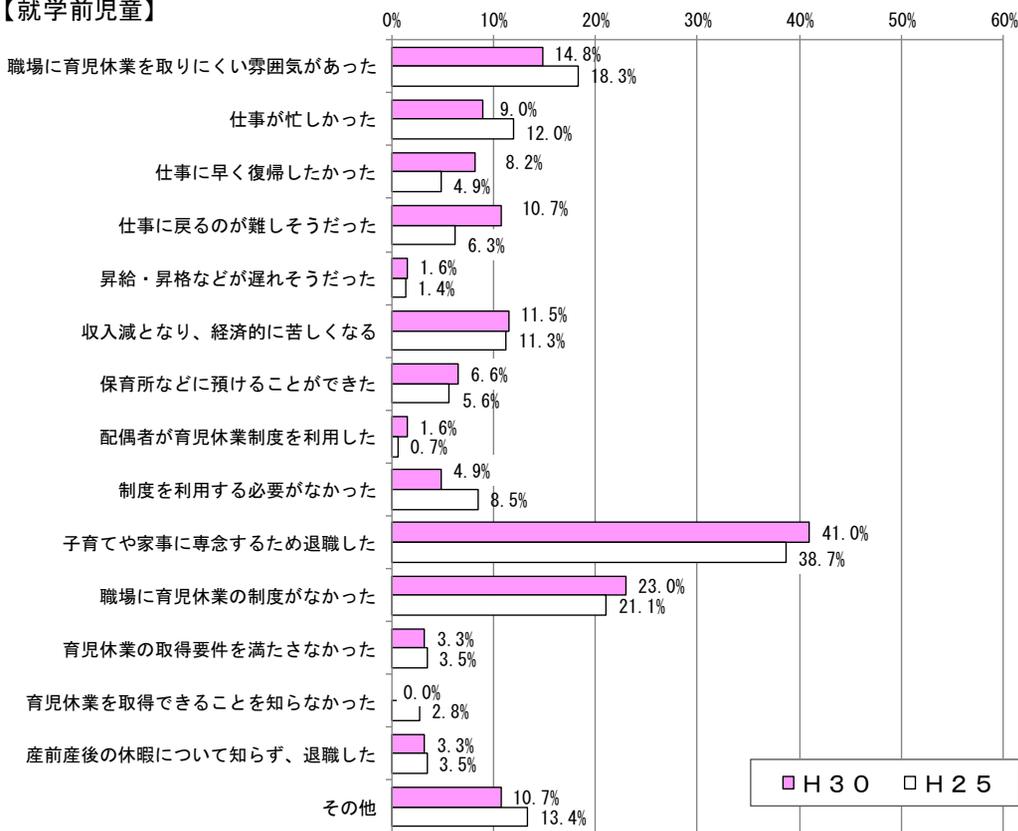
【就学前児童】



・取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」が依然多くを占め、仕事と育児の両立のための更なる支援が必要であることがみられます。

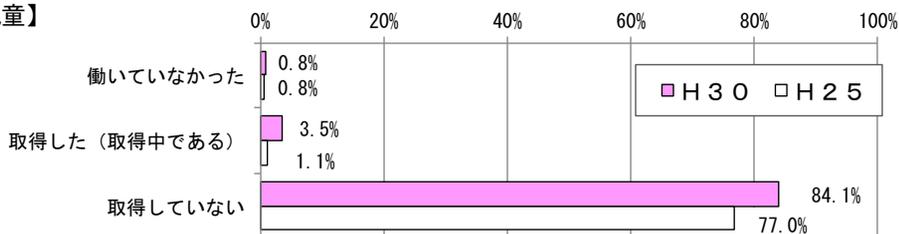
【就学前児童】



・父親の取得状況

企業環境や経済的理由などから取得者は未だ少数ですが、「取得した」が平成25年1.1ポイント（対象者918人中10人）に比べ3.5ポイント（対象者753人中26人）と3倍強の増加があり、制度の浸透と環境の改善の兆しがみられます。

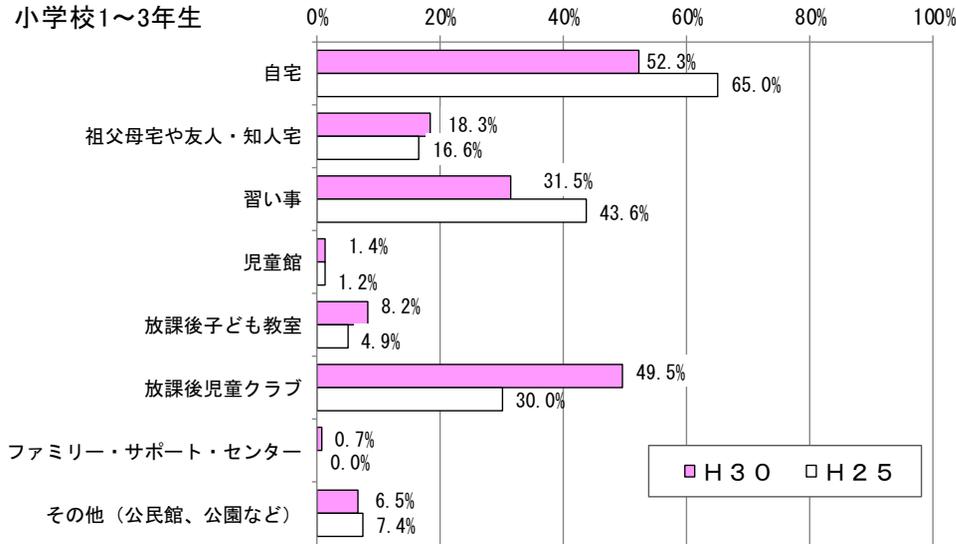
【就学前児童】



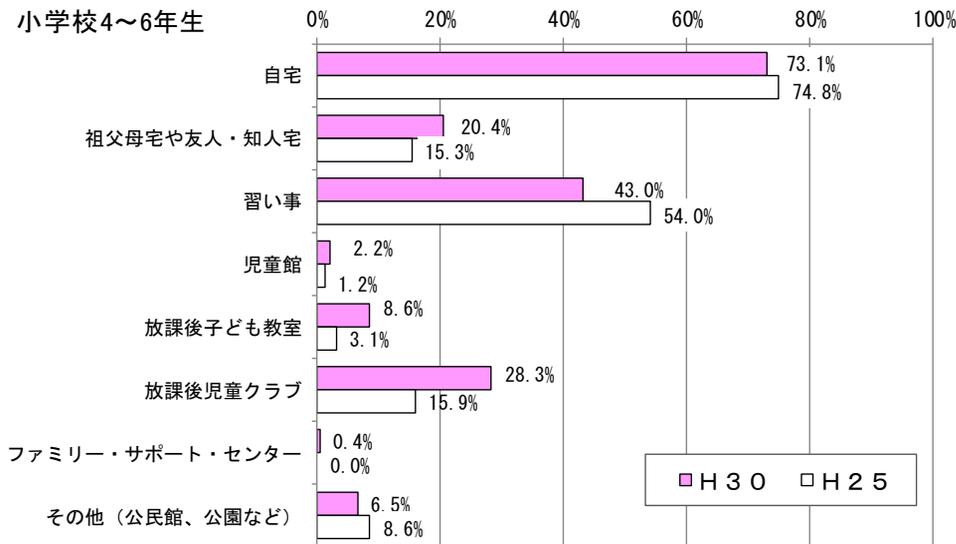
④ 小学生になつての放課後の過ごしませ方（就学前児童）

「放課後児童クラブ」が低学年で19.5ポイント、高学年で12.4ポイントと大幅な増加がみられます。

小学校1～3年生



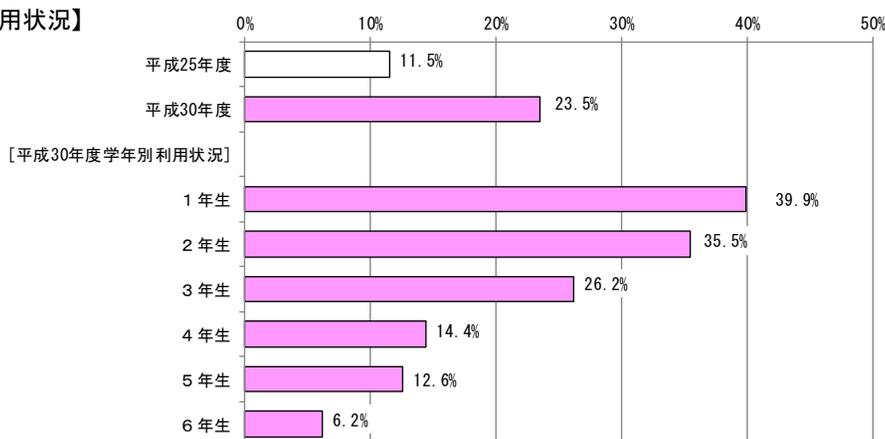
小学校4～6年生



・ 就学児童の放課後児童クラブの利用状況（平成30年）

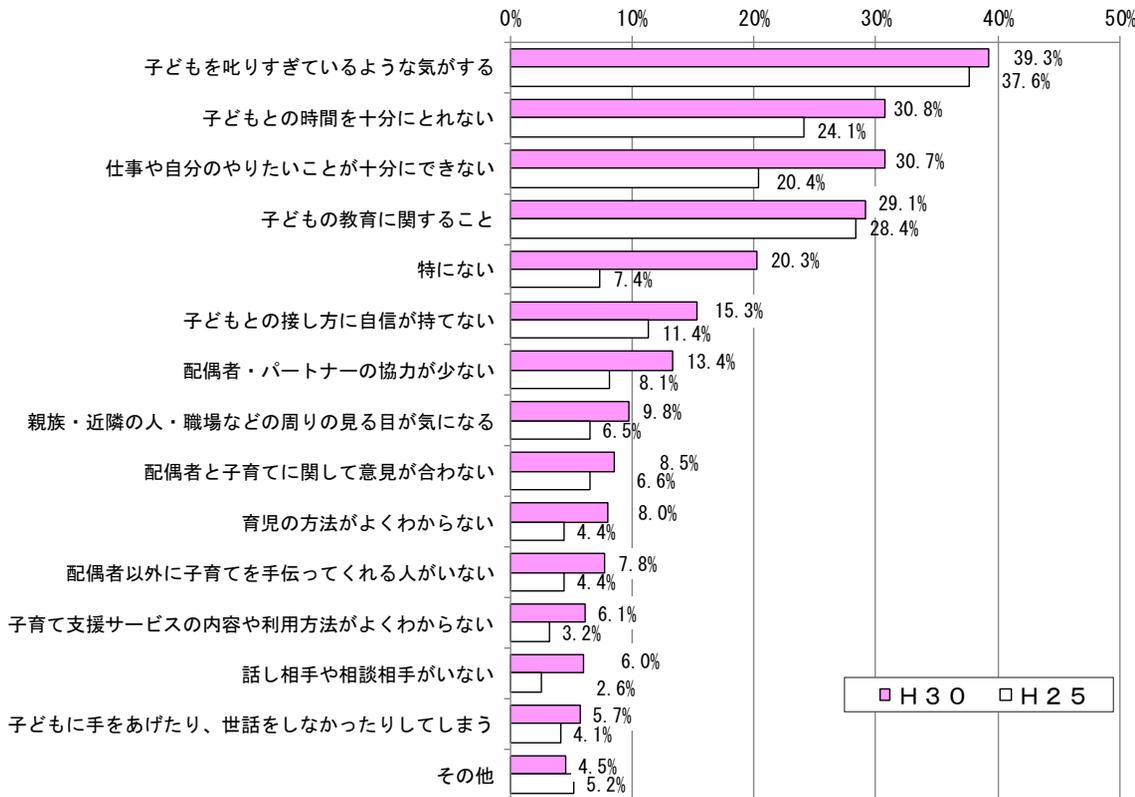
利用状況は倍増していますが、高学年になるにつれて減少しています。

【利用状況】



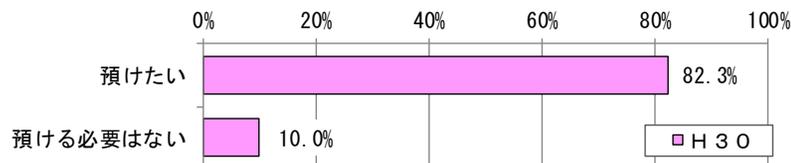
⑤ 子育てに関する日頃の悩み、気になること（就学前児童）

母親の就業機会の増加やライフスタイル、意識の変化などから「子どもとの時間を十分にとれない」が6.7ポイント、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が10.3ポイントの増加がみられます。「子どもを叱りすぎているような気がする」が依然として多く、子育てについての相談、情報提供、助言等、より一層の子育て世帯への配慮が必要であることがわかります。

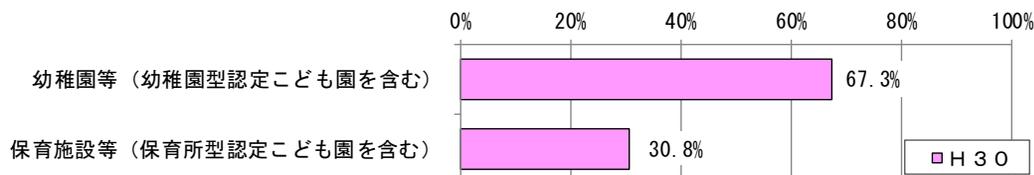


⑥ 幼児教育・保育の無償化について（就学前児童）

定期的に幼稚園や保育所等を利用していない方に「無償化によって自己負担が軽減されれば、子どもを預けたいと思うか」と伺ったところ、ほとんどの方が「預けたい」となりました。特に「幼稚園等」への意向が7割近くみられます。



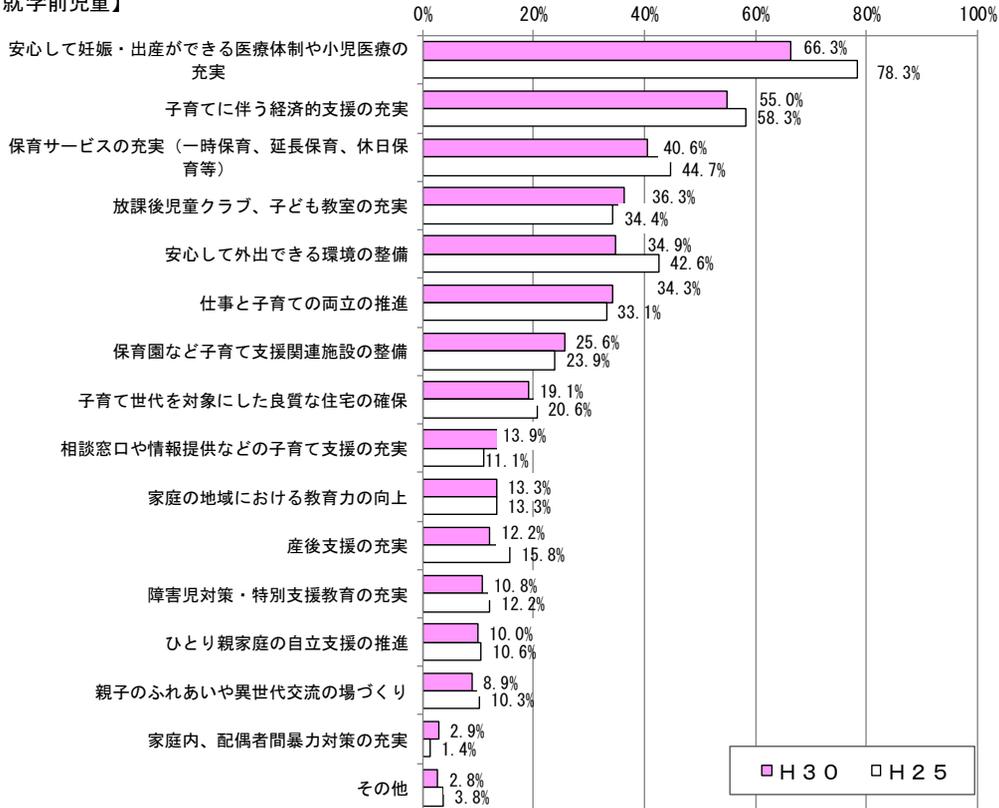
・「預けたい」と回答した方の預け先



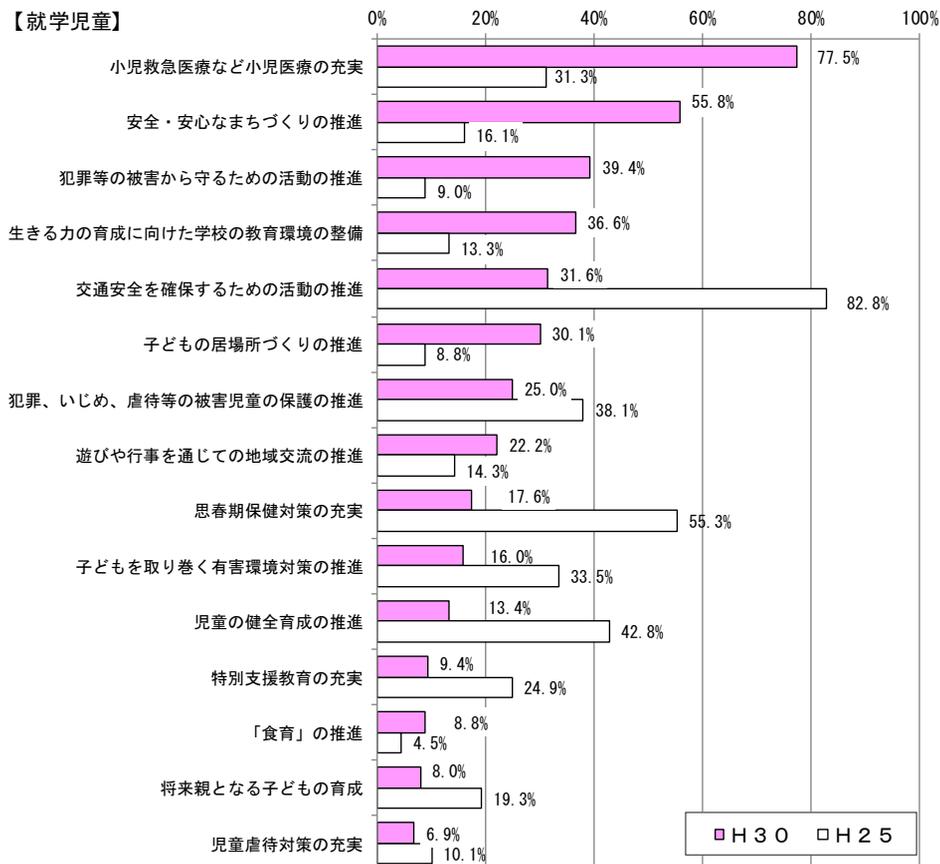
⑦ 市が重点的に取り組む必要がある施策について

平成 25 年と比べて特に変化はないですが、就学前児童、就学児童の保護者とも妊娠・出産小児医療の充実が大きな比重を占めています。若干のポイントの減少があり施策の効果がみられますが、依然重点的に取り組むべき施策の一つといえます。

【就学前児童】



【就学児童】



3 子育て支援サービスなどの状況

※日付表示のないものは年度末の実績です。

(1) 保育施設の状況

① 保育所（園）

(5月1日現在)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
私立保育園	施設数（箇所）	2	2	2	2
	定員数（人）	260	260	260	260
	入所児童数（人）	274	272	271	275
	入所率（％）	105.4	104.6	104.2	105.8
公立保育園	施設数（箇所）	1	1	1	1
	定員数（人）	30	30	30	30
	入所児童数（人）	11	13	15	17
	入所率（％）	36.7	43.3	50.0	56.7

② 認定こども園

(5月1日現在)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園型	施設数（箇所）	4	4	4	4
	定員数（人）	780	780	774	704
	入所児童数（人）	585	527	524	523
	入所率（％）	75.0	67.6	67.7	74.3
保育所型	施設数（箇所）	2	2	2	2
	定員数（人）	250	260	260	260
	入所児童数（人）	235	240	256	263
	入所率（％）	94.0	92.3	98.5	101.2

③ 認可外保育施設 平成30年度

	定員（人）	入所児童数	入所率（％）
企業主導型保育施設（1箇所）	12	6	50.0
事業所内託児所（1箇所）	5	1	20.0

(2) 子育て支援サービスの状況

① 地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (箇所)	3	3	3	4
延べ利用人数 (人)	10,315	11,613	10,336	13,062
1日あたりの利用組数	13	11	6	6

② 一時預かり事業 (幼稚園型)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (箇所)	6	6	6	6
延べ利用人数 (人)	18,360	25,429	30,388	26,728
1日あたりの利用人数	72	95	115	100

一時預かり事業 (一般型)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (箇所)	7	7	7	6
延べ利用人数 (人)	4,020	5,228	4,432	5,276
1日あたりの利用人数	20	26	22	22

③ 延長保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (箇所)	4	4	4	4
延べ利用人数 (人)	4,127	7,722	8,184	7,803

④ 病後児保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (箇所)	1	1	1	1
延べ利用人数 (人)	81	46	66	76

⑤ 放課後児童健全育成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数（箇所）	9	10	10	10
利用人数（人）	281	310	364	356

学年別利用人数（人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	107	102	127	122
2 年生	61	94	94	94
3 年生	56	53	77	69
4 年生	36	41	40	41
5 年生	18	11	16	21
6 年生	3	9	10	9

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数（箇所）	2	2	2	3
延べ利用日数（日）	8	0	11	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1～6 年生延べ利用人数（人）	-	-	-	4
0～5 歳延べ利用人数（人）	117	94	58	31
延べ利用人数計（人）	117	94	58	35
利用会員数（人）	119	127	129	159
協力会員数（人）	49	42	47	55

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数（人）	252	271	253	239
訪問率（％）	98.8	98.9	98.8	99.6

⑨ 妊婦健康診査実施事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診人数（人）	3,135	3,240	2,902	2,821
受診率※（％）	84.2	86.7	77.6	73.0

※受診率：妊婦健診は、妊娠初期から出産予定日前週までの 14 回分あるため、受診延べ人数を妊娠届出数に 14 を乗じて割った率。流産や早産となった場合は、使用回数が少ないことなどから受診率が低くなっています。

⑩ 養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数 (人)	49	13	30	44

(3) 小学校・中学校の状況

① 小学校

(5月1日現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学校数	12	12	11	11	11
児童数 (人)	2,143	2,080	2,009	1,979	1,934

② 中学校

(5月1日現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学校数	5	5	5	5	5
生徒数 (人)	1,165	1,165	1,115	1,072	1,027

③ 特別支援学校

(5月1日現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学部児童数 (人)	22	22	19	22	21
中学部児童数 (人)	16	13	16	14	18

(4) 障害児通園施設の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援 (件数)	33	10	0	15
障害児相談支援 (件数)	95	96	85	91

放課後等デイサービス (延べ利用人数)	393	402	383	443
------------------------	-----	-----	-----	-----

(5) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
性格・生活習慣	0	9	2	2
知能・言語	1	0	0	0
学校生活(人間関係、登校拒否等)	7	1	5	20
非行	2	2	0	1
家庭関係(虐待、その他)	36	36	38	81
環境・福祉	0	0	0	0
心身障害	0	0	1	14
その他(DV、その他)	2	2	7	9
合計	48	50	53	127

② 児童虐待相談(認知)件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童虐待相談件数	9	28	27	52
児童数	17	26	25	31

③ 平成 30 年度の児童虐待認知件数の内訳

(件数)	0~3 歳 児	就学前 児童	小学生	中学生	高校生 ~18 歳
身体的虐待	0	0	11	4	3
心理的虐待	3	0	3	8	0
ネグレクト	4	2	7	6	0
性的虐待	0	0	0	0	0

(6) 子どもの生活(貧困)状況

① 要保護及び準要保護世帯の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要保護児童生徒数(人)	12	10	12	17
準要保護児童生徒数(人)	298	313	302	298
援助率(%)※	9.4	10.0	10.1	10.3

※援助率：要保護及び準要保護児童生徒数÷公立小中学校児童生徒数

第3章

計画の理念と基本目標

第3章 計画の理念と基本目標

1 計画の基本理念

**みんなで育む
えがお輝く子どもたち**



本計画は、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本市の子どもたちと子育てをする保護者を地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めていくためのものです。取り組むべき事項は、長い期間に渡った計画的な事業実施、保護者への子育てに対する知識の普及・啓発、地域や職域などさまざまな人々への意識づくりなど、一朝一夕で結果が出るものではありません。

本計画では、平成17年策定の「北茨城市次世代育成支援行動計画」、平成27年策定の「北茨城市子ども・子育て支援プラン」での基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが健やかに成長していける環境とまちづくりを目標に積極的に施策を展開していきます。

2 計画の基本目標

【基本目標Ⅰ】

すべての子ども・子育て家庭を支えるまち

安心して子どもを産み、子育てできるまちとなるためには、保護者の就労と子育ての両立を支援する環境を整えていく必要があります。子育てに対する負担や不安が軽減されていく暖かな地域づくりと、就学後においても保護者が安心して就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、制度をはじめ、さまざまな環境整備を図ります。

また、教育・保育施設の充実や地域での子育て支援事業をはじめ、市民と一体で子ども・子育て関連事業を総合的に推進していきます。

【基本目標Ⅱ】

子どもの健やかな成長を育むまち

妊娠・出産から子どもの成長過程において、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して楽しく子育てができるよう、母子保健事業の一層の充実を図り、出産や育児に対する不安の軽減を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、食育や思春期保健対策、小児医療の充実も推進していきます。

【基本目標Ⅲ】

一人ひとりの子どもに寄り添うまち

子どもをとりまく課題の中には、家庭や地域での対応では、解決の難しいものもあります。児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、障害のある子どもなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての相談や支援を行います。

また、近年増加している学校不適応児童に対しては、市のさまざまな事業と連携し、総合的な支援を推進していきます。

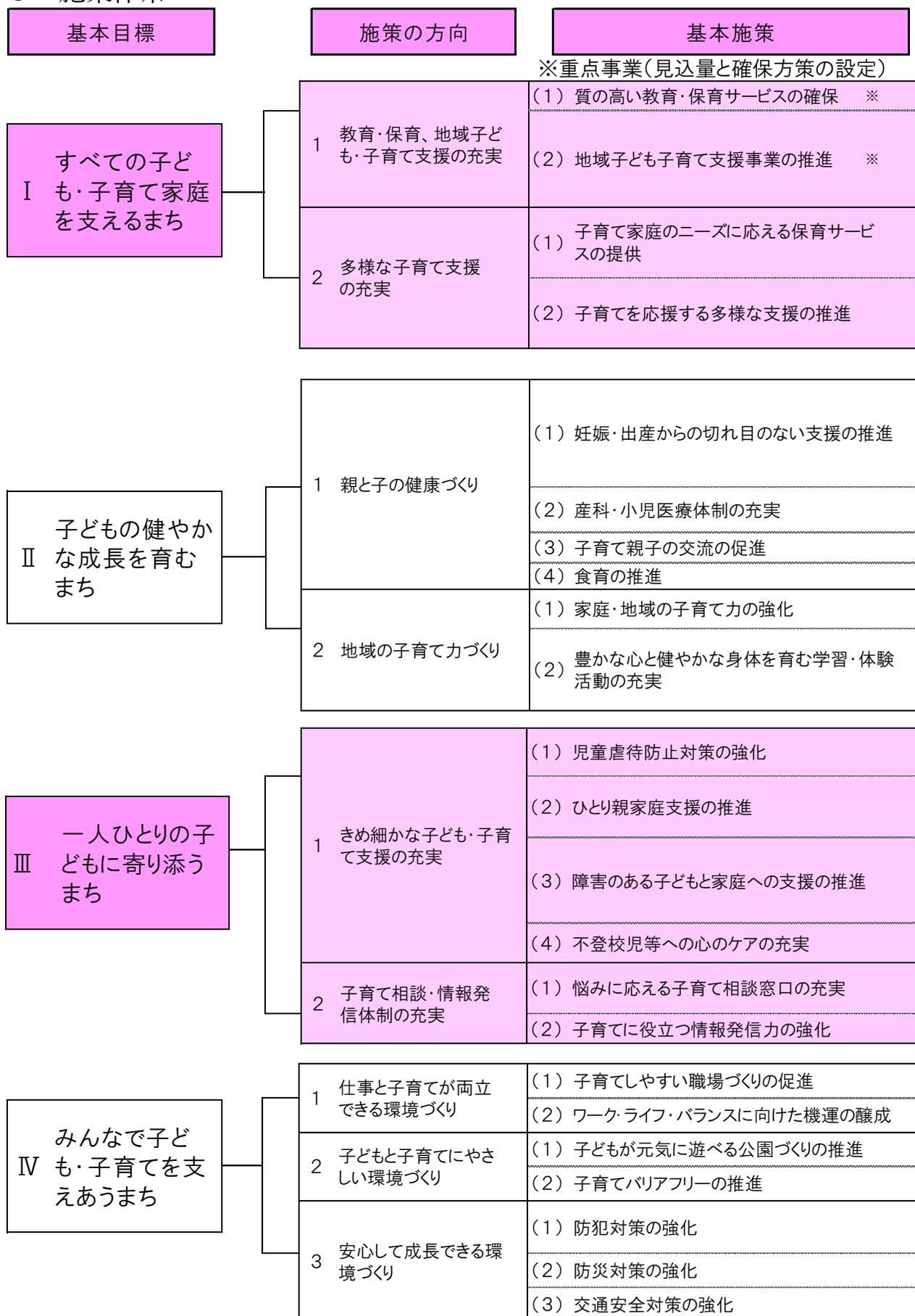
【基本目標Ⅳ】

みんなで子ども・子育てを支えあうまち

公共施設の子育てバリアフリー化により安心して外出できる環境整備と交通安全対策、防犯対策など子どもたちが安心して暮らせる取組みを推進していきます。

また、女性の就業率の増加に伴い、子育てをする女性が仕事と両立させ柔軟な働き方を選択できるよう、父親の育児への参加や育児休業の普及など、家庭から地域社会まで含めた課題の解決に向け、施策を推進していきます。

3 施策体系



実施事業

※新規事業

I-1-(1)	保育所・認定こども園の整備		
I-1-(2)	延長保育	放課後児童健全育成	子育て短期支援
	地域子育て支援拠点	一時預かり	病後児保育
	ファミリー・サポート・センター	妊婦健康診査	乳児家庭全戸訪問
	養育支援訪問	実費徴収に係る補足給付	
I-2-(1)	広域入所保育	乳児保育	障害児保育
	休日保育	教育・保育施設における地域活動	保育士等研修
	幼保連絡協議会		
I-2-(2)	出産祝金・子育て応援商品券	医療費助成（マル福・北福）	新入学記念品
	子どもの家	放課後子ども教室	子育て支援住宅 ※
	就学援助	児童手当	
II-1-(1)	母子健康手帳の交付	妊産婦・乳児健診助成	ハイリスク妊産婦訪問
	健康診査・予防接種	新生児訪問指導	育児相談
	歯科相談	乳幼児健診	子どもの事故防止啓発
	新生児聴覚検査助成 ※	乳児家庭全戸訪問（再掲）	養育支援訪問（再掲）
II-1-(2)	市民病院における小児医療・救急体制	救急医療体制	不妊治療費助成
	不育症治療費助成 ※		
II-1-(3)	妊婦教室・父親教室	子育てサークル活動支援	おひさまクラブ
II-1-(4)	離乳食教室	親子料理教室	食育支援ネットワーク
II-2-(1)	教育・保育施設と小学校との連携	学校評議員制度	家庭教育の推進
	青少年健全育成	母親クラブの育成	
II-2-(2)	地域における子育て組織への支援	子育て体験トーク・子育てセミナー	乳幼児とのふれあい活動
	元気っ子体験活動	中学生のボランティア活動	職場体験
	子ども議会	ブックスタート	
III-1-(1)	要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止の啓発	子ども家庭総合支援拠点等※
	DV防止対策		
III-1-(2)	児童扶養手当	高等職業訓練促進給付金	ひとり親福祉資金貸付
	ひとり親家庭等新入学児童記念品		
III-1-(3)	早期療育指導支援システム	教育支援委員会事業	特別支援教育支援員の配置
	特別支援教育（巡回相談専門家派遣）※	障害児日中一時支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス	ホームヘルプ	ショートステイ
	障害のある子等に対する経済的支援		
III-1-(4)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		適応指導教室
III-2-(1)	家庭児童相談	子育て世代包括支援センター ※	幼児教育相談
	民生委員・児童委員による相談		
III-2-(2)	情報紙による情報発信	ICTによる情報発信	健康カレンダー
IV-1-(1)	育児休業制度の普及・啓発	ファミリーフレンドリー企業の普及・促進	一般事業主行動計画の趣旨の普及
IV-1-(2)	ワーク・ライフ・バランス憲章の普及	児童の権利に関する条約の普及・啓発	男女協同参画社会の普及・啓発
IV-2-(1)	公園の充実		
IV-2-(2)	公共施設のバリアフリー化		
IV-3-(1)	関連機関のネットワーク化	犯罪に関する情報提供	安心なまちづくり推進
	子どもを守る110番の家	防犯講習会	犯罪被害児童等への支援
IV-3-(2)	防災訓練・防災教育	学校防災情報連携 ※	幼保防災情報連携 ※
IV-3-(3)	通学路安全点検	交通安全教育	チャイルドシートの設置促進

4 北茨城市独自の子育て支援

～子育て一番北茨城～



《出産祝い金・子育て世帯応援商品券の贈呈》

1人目、2人目の出産に子育て応援商品券（1万円分）を3人目に10万円、4人目に30万円、5人目からは50万円の祝金を贈呈しています。



《保育料第2子以降無料化》

幼児教育・保育の無償化3～5歳児はすべて無償ですが、それに加え、未就学児で数えて2人目以降の0～2歳児の保育料を無償にしています。



《小学校入学時のランドセル贈呈》

新入学児童にランドセルのほか、道具箱・スプーンセットを贈呈しています。



《子どもの家の運営》

乳児とその保護者を対象に「中郷子どもの家」「磯原子どもの家」「大津子どもの家」を運営し、育児相談や子育ての各種講座、教室や園庭開放など親子の交流の場を提供しています。



《子育て支援住宅の運営》

子育てがしやすい広い間取りの住宅（子育て支援住宅）や家賃を抑えた住宅（石岡地域優良賃貸住宅）を提供しています。



《18歳までの医療費無料化》

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの医療費を無料にしています。



《不妊治療費助成》

治療費が高額である特定不妊治療費の一部を助成しています。



《不育症治療費助成》

治療の継続が必要となる不育症治療費の一部を助成しています。



《新生児聴覚検査助成》

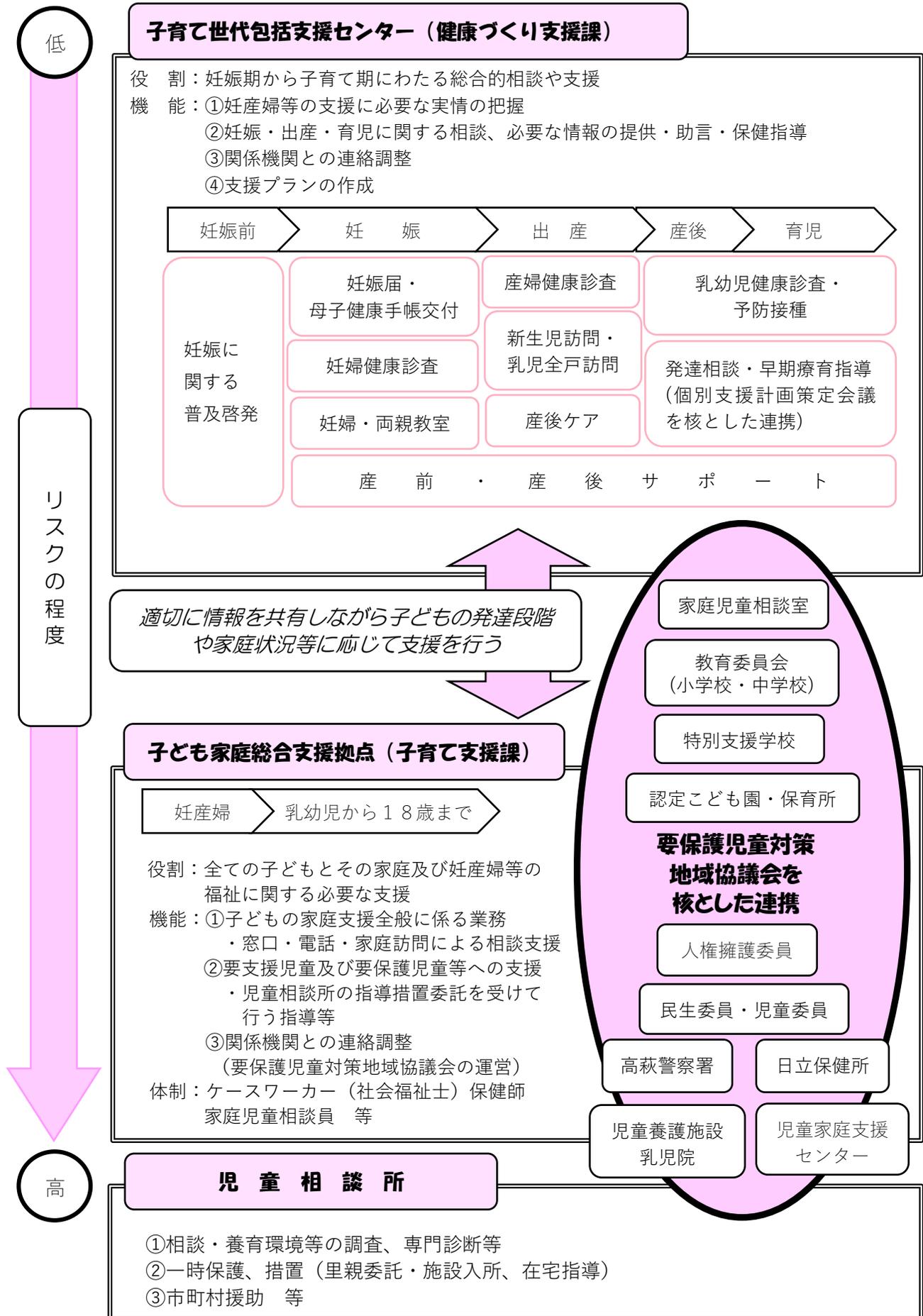
新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、聴覚検査費の一部を助成しています。



《早期療育指導支援システム》

発達の面で「気になる子」や障害のある子が、その子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供し、就学までの成長を応援しています。

5 北茨城市の切れ目のない支援体制



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ すべての子ども・子育て家庭を支えるまち

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定するものとされています。本市では下記の事業を実施しています。

《重点事業》

事業区分		市町村の実施事業	
教育・保育	①	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・認定こども園
	①	時間外保育事業	・延長保育
地域子ども・子育て支援事業	②	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ
	③	子育て短期支援事業	・ショートステイ
	④	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業
	⑤	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園における在園児を対象とした預かり事業 ・保育園等における一時預かり事業
	⑥	病児保育事業	・病児保育事業（病後児保育事業）
	⑦	子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター
	⑧	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業
	⑨	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業
	⑩	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等
	⑪	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・市町村が定めた利用者負担額に、教育・保育施設が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により行う実費負担の補助

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援の充実

【基本施策 I - 1 - (1)】 質の高い教育・保育サービスの確保

① 保育所・認定こども園の整備（子育て支援課）

多様化する保育ニーズと保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応するとともに、児童にとってより良い生活環境を維持し、今後も安心して預けられる保育所の充実を図ります。また、保育士等の質の向上と、保育士の確保に努めます。

【各年度施設数】

(単位:箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	3	3	1	1	1
認定こども園	6	6	8	8	8
合計	9	9	9	9	9

【各年度利用定員】

(単位:人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号												
保育所	0	155	145	0	155	145	0	15	15	0	15	15	0	15	15
認定こども園	460	261	179	460	261	179	460	401	309	460	401	309	460	401	309
合計	1,200			1,200			1,200			1,200			1,200		

1) 認定こども園（1号認定、3～5歳児）

令和元年度の1号認定（3～5歳児）の入所数は、認定こども園で386人、定員485人に対して79.6%の充足率となっています。

[平成27年度～令和元年度]

(単位:人)

1号（3～5歳児）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園型認定こども園	525	479	447	396	363
保育所型認定こども園	9	25	29	26	23
計	534	504	476	422	386

(4月1日現在)

・量の見込みの算出根拠

認定こども園の入所者は幼稚園型、保育所型ともに減少傾向にあり、利用率も平成30年度で3～5歳児人口のうち52.2%、令和元年度では47.7%と減少しています。

また、母親の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などで減少傾向は続くと思われるため、2号認定の増加に対応し、3～5歳児の推計人口に対する利用率を低減(令和6年度は32%)させ、算出しました。

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	342	317	291	252	227
②確保方策 (利用定員)	教育・保育 施設	460	460	460	460	460
②-①		118	143	169	208	233

2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）

令和元年度の2号認定（3～5歳児）の入所数は372人、定員397人に対して93.7%の充足率となっています。

[平成27年度～令和元年度]

(単位：人)

2号（3～5歳児）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園型認定こども園	51	35	42	72	88
保育所型認定こども園	130	126	114	122	128
保育所	148	160	161	158	156
計	329	321	317	352	372

(4月1日現在)

・量の見込みの算出根拠

保育所は若干の減少傾向、認定こども園の入所者は増加傾向ですが、全体としての利用率は、平成30年度で3～5歳児人口のうち43.6%、令和元年度では46.0%と増加しています。

母親の就業率の上昇や教育・保育の無償化等により、今後も上昇が見込まれるため、令和2年度では3～5歳児の推計人口に対し、利用率を50.0%、令和3年度は54%、以降は推計利用率を年2%の伸びで算出し、「子育て安心プラン」において目標年次である令和4年度末までの女性の就業率80%に対応できるよう設定しました。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2号認定	428	450	453	430	425
②確保方策 (利用定員)	教育・保育 施設	416	416	416	416	416
	1号認定余 剰分より	12	34	37	14	9
②-①		0	0	0	0	0

・確保方策

1号認定の保育施設の余剰分（預かり保育利用）での対応を図っていきます。

3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）

令和元年度の1・2歳児の入所数は223人、定員252人に対して88.5%の充足率となっています。

[平成27年度～令和元年度]

(単位：人)

3号（1～2歳児）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園型認定こども園	0	0	16	44	58
保育所型認定こども園	70	75	87	81	77
保育所	92	81	91	90	88
計	162	156	194	215	223

(4月1日現在)

令和元年度の0歳児の入所数は26人、定員51人に対して51.0%の充足率となっています。

[平成27年度～令和元年度]

(単位：人)

3号（0歳児）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園型認定こども園	0	0	1	1	5
保育所型認定こども園	10	12	12	9	8
保育所	9	7	7	7	13
計	19	19	20	17	26

(4月1日現在)

・量の見込みの算出根拠

1・2歳児では、幼稚園型認定こども園の入所者は増加傾向にあり、保育所型認定こども園及び保育所は、ほぼ横ばいの傾向にあります。全体としての利用率は、平成30年度で1～2歳児人口のうち38.3%、令和元年度では41.0%と増加しています。

母親の就業率の増加や教育・保育の無償化等により、今後も増加が見込まれるため、令和2年度では1～2歳児の推計人口に対し、利用率を43.0%、令和3年度以降は推計利用率を年2%の伸びで算出しました。

0歳児については、4月当初は入所人数が少なく徐々に増えていくため、過少に積算されることから、令和2年度は令和元年度の1年間の平均値61人で設定し、令和3年度以降は推計利用率※(28.2%)に平成30年度、及び令和元年度の10月時点の伸び率年2.0%の伸びで算出しました。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3号認定 (1・2歳児)	211	212	208	207	205
	3号認定 (0歳児)	61	62	63	63	63
②確保方策 (利用定員)	教育・保育 施設	324	324	324	324	324
②－①		52	50	53	54	56

※0歳児推計人口に対する入園（所）児数

【基本施策 I - 1 - (2)】 地域子ども・子育て支援事業の整備

① 延長保育事業（子育て支援課）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施します。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	4,127	7,722	8,184	7,803
実施施設数（箇所）	4	4	4	4

現在、保育所 2 箇所、認定こども園 2 箇所で実施しています。延べ利用人数は平成 29 年度で 8,184 人、平成 30 年度で 7,803 人となっています。

量の見込みは、児童数は減少傾向にあります。保護者の就業形態の多様化や母親の就業率の増加による利用ニーズの増加に対応できるよう設定しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
確保方策（延べ利用人数）	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200

② 放課後児童健全育成事業（子育て支援課）

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

実施にあたっては、支援員の研修等を通じ、運営内容の向上を図るとともに、各クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域への周知を促進します。

また、学校施設を活用した放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な、または連携による実施に向け、関係者間が共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画等について検討を行う場を設けます。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

登録人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
低学年（人）	224	249	298	285
高学年（人）	57	61	66	71
計	281	310	364	356

現在、10 箇所で実施しており、利用状況は平成 29 年度で 364 人（うち低学年 298 人、高学年 66 人）、平成 30 年度で 356 人（うち低学年 285 人、高学年 71 人）となっており、平成 27 年度以降、年々利用人数は増加しています。

・量の見込みの算出根拠

利用率は、平成 29 年度で低学年（6～8 歳児）人口のうち 30.9%、高学年（9～11 歳）人口のうち 6.6%、平成 30 年度では低学年（6～8 歳児）人口のうち 30.7%、高学年（9～11 歳）人口のうち 6.9%となっています。

令和2年度は利用率を低学年推計人口の36%、高学年推計人口の10%とし、核家族や共働き世帯の増加を見込み、以降は推計利用率を各年2%の伸びで算出しました。

実施にあたっては、量の拡充だけではなく、女性就業率の向上を踏まえ、各放課後児童クラブにおける開所時間の延長について、必要に応じて協議の場を設けるほか、特別な配慮を必要とする児童に対しては、安全に過ごせるように、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

登録人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	1年生	120	122	127	141	143
	2年生	105	107	111	124	126
	3年生	84	85	89	98	101
	4年生	54	62	65	67	68
	5年生	26	30	31	32	33
	6年生	18	21	22	22	24
	低学年	309	314	327	363	370
	高学年	98	113	118	121	125
	合計	407	427	445	484	495
確保方策(定員)		450	450	450	500	500

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)(子育て支援課)

保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。

[平成27年度～平成30年度]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数(人)	8	0	11	0
実施施設数(箇所)	2	2	2	3

平成29年度の実施施設は2箇所、延べ利用人数は11人、平成30年度の実施施設は3箇所、延べ利用人数は0人となっています。令和2年度から実施施設を4箇所に増やし、利用者支援を強化します。

量の見込みは、施設の増設と過去の利用実績より設定しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ利用人数)	14	14	14	14	14
確保方策(施設数)	4	4	4	4	4

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	10,315	11,613	10,336	13,062
1 日あたりの利用組数	13	11	6	6
実施施設数（箇所）	3	3	3	4

利用状況は、平成 29 年度で延べ 10,336 人（3 施設）、平成 30 年度で延べ 13,062 人（4 施設）と増加傾向にあります。

量の見込みは、平成 30 年度の実績をもとに利用の拡大と乳幼児人口の減少を見込み設定しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
確保方策（施設数）	4	4	4	4	4

⑤-1 一時預かり事業（幼稚園型）（子育て支援課）

認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

幼稚園型	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	18,360	25,429	30,388	26,728
1 日あたりの利用人数	72	95	115	100
実施施設数（箇所）	6	6	6	6

利用状況は、平成 29 年度で延べ 30,388 人（6 施設）、平成 30 年度で延べ 26,728 人（6 施設）となります。

量の見込みは、母親のフルタイム就業の増加や保育の無償化による利用ニーズの増加に対応できるよう設定しました。

幼稚園型	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	25,500	25,000	24,500	24,000	24,000
確保方策（延べ利用人数）	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
確保方策（施設数）	6	6	6	6	6

⑤-2 一時預かり事業（一般型）（子育て支援課）

保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

一般型	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	4,020	5,228	4,432	5,276
1 日あたりの利用人数	20	26	22	22
実施施設数（箇所）	7	7	7	6

利用状況は、平成 29 年度で延べ 4,432 人（7 施設）、平成 30 年度で延べ 5,276 人（7 施設）と増加傾向にあります。

量の見込みは、過去の利用実績の増加と核家族や共働き世帯の増加を見込み設定しました。

一般型	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	5,500	5,600	5,700	5,800	5,800
確保方策（延べ利用人数）	5,500	5,600	5,700	5,800	5,800
確保方策（施設数）	7	7	7	7	7

⑥ 病後児保育事業（子育て支援課）

保育園等に通っている児童が、病気の回復期にあるため集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

病後児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	81	46	66	76
実施施設数（箇所）	1	1	1	1

利用状況は、平成 29 年度で延べ 66 人（1 施設）、平成 30 年度で延べ 76 人（1 施設）となっています。今後は病児保育の実施も視野に入れ、医療機関等と調整していきます。

量の見込みは、過去の利用状況や病児保育も考慮し設定しました。

病後児	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	100	110	115	120	132
確保方策（延べ利用人数）	100	110	115	120	132

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人）	117	94	58	35
依頼会員（人）	119	127	129	159
協力会員（人）	49	42	47	55

利用人数は、平成 29 年度で 56 人、平成 30 年度で 35 人となっており、登録会員数は依頼会員、協力会員併せて平成 29 年度で 176 人、平成 30 年度で 214 人となっています。

量の見込みは、平成 27 年度から利用人数は減少傾向ですが、会員数は増加しており、今後の利用ニーズの増加を見込み設定しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ利用件数）	60	60	60	60	60
確保方策 依頼会員（人）	160	160	160	160	160
協力会員（人）	60	60	60	60	60

⑧ 妊婦健康診査事業（健康づくり支援課）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計 14 回助成します。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診人数（人）	3,135	3,240	2,902	2,821
受診率（％）	84.2	86.7	77.6	73.0

※受診率：妊婦健診は、妊娠初期から出産予定日前週までの 14 回分あるため、受診延べ人数を妊娠届出数に 14 を乗じて割った率。流産や早産となった場合は、使用回数が少ないことなどから受診率が低くなっています。

平成 30 年度の実績としては、平成 30 年度の妊娠届出数 266 件に対し、14 回までの受診者は延べ 2,821 人（73.0％）でした。

量の見込みは、推計出生数（0 歳児推計人口）に対し、14 を乗じ健診率 85.0％で算出しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ受診人数）	2,570	2,440	2,321	2,202	2,083

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数（人）	252	271	253	239
訪問率（％）	98.8	98.9	98.8	99.6

平成 30 年度の実績としては、4 か月未満児 240 人に対し、延べ訪問人数は 239 人（99.6％）でした。

量の見込みは、各年度の 0 歳児推計人口に対し、訪問率 100.0％で設定しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ訪問人数）	216	205	195	185	175

⑩ 養育支援訪問事業（健康づくり支援課）

養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

[平成 27 年度～平成 30 年度]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数（人）	49	13	30	44

乳児家庭全戸訪問で把握した、特に養育のために支援が必要とされる家庭を訪問します。平成 30 年度の実績としては、延べ訪問人数 44 人でした。

量の見込みは、40 人で設定しました。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延べ訪問人数）	40	40	40	40	40

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

2 多様な子育て支援事業の充実

1. 【基本施策 I - 2 - (1)】 子育て家庭のニーズに応える保育サービスの提供

① 広域入所保育の実施（子育て支援課）

保護者の勤務等の都合により、住居地以外の市町村の保育所等に児童を受け入れる広域入所保育を実施します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	保護者からニーズを聴取し、他市町村の保育担当課と密に連絡を取って、スムーズな入所を実施します。		

② 乳児保育事業（子育て支援課）

産前産後休業や育児休業終了後の就労が円滑に行われるよう、私立保育所等への人件費補助などにより、0歳児からの保育事業を推進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	産休・育休後の就労の環境を整えるためにも、県補助金等を活用し、本事業を継続していきます。		

③ 障害児保育事業（子育て支援課）

集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	保育所・認定こども園で集団保育が行われるよう、関係機関と連携をとりながら継続していきます。		

④ 休日保育事業（子育て支援課）

休日等に就労する保護者のニーズに応えるため、休日保育の継続実施に努めます。

評価	計画通り	事業方向	見直し
課題・方針	保育士不足による園の負担状況を考慮し、他事業と併用しながら本事業実施に努めます。		

⑤ 教育・保育施設における地域活動事業（子育て支援課）

教育・保育施設の園庭の開放、地域の乳幼児や保護者等対象のイベントや育児相談・助言などを実施する事業の活動を促進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	今後も乳幼児を対象としたイベントや相談できる場を提供できるよう、実施する事業の促進を図ります。		

⑥ 保育士等研修（子育て支援課）

保育サービスの質の向上のため、保育所や認定こども園の計画的な保育士等研修を実施します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	県や保育教会等の研修参加の促進及び市においても保育士等が保育を行う上で役立つ研修を年間2回を目標に実施し、保育士の質の向上を図ります。		

⑦ 幼保連絡協議会の推進（子育て支援課）

保育所と認定こども園とが連携して、子どもの健やかな成長を支援するための「幼保連絡協議会」の円滑な実施を推進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各保育所・認定こども園の課題や問題等を議論・共有し、子育て支援施策の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。		



【基本施策 I - 2 - (2)】多様な子育て支援事業

① 出産祝金・子育て応援商品券の支給（子育て支援課）

少子化対策として、第1子及び第2子の出生世帯に商品券を、第3子以降の出産世帯に出産祝金を支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	商品券や祝金の支給を通じ、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。		

② 医療費助成（マル福・北福）（保険年金課）

県制度に基づき、妊産婦、小児（外来は0歳～12歳、入院は0歳～18歳まで）、ひとり親（母子・父子）、重度心身障害者を対象に、医療費の一部負担等を助成します。

小児マル福対象者（0歳～18歳まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と13歳～18歳の外来一部負担金を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、18歳までの医療費無料化を実施します。

評価	計画より先行・超過	事業方向	現状継続
課題・方針	マル福については、県制度に基づき、今後も継続して実施します。また、平成30年10月から対象を18歳まで拡充し医療費を無料化しています。今後も引き続き子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を提供します。		

③ 新入学記念品（教育総務課）

新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、記念品（ランドセル・道具箱・スプーンセット）を贈ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	継続実施することで、義務教育の円滑な実施に資します。		

④ 子どもの家（子育て支援課）

子どもの家は、市民の子育てを支援し、子育て家庭とその活動を支援する団体等の相互交流を促進するとともに、地域住民のコミュニティ活動の場を提供する施設で、子育てサークルや家庭児童相談などで利用されています。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	継続実施することで、子育て世帯の相互交流の促進等を図ります。		

⑤ 放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業で、今後、希望する学区を調査、把握し、放課後児童健全育成事業との連携も模索しながら、実施を検討します。

評価	遅れている	事業方向	現状継続
課題・方針	市内では放課後児童クラブを中心に放課後の居場所づくりを進めているところであり、今後、放課後児童クラブと連携しながら、放課後子ども教室を設置した場合の影響や方策を検討していきます。		

⑥ 子育て支援住宅（子育て支援課、建設課）

若い世代の子育ての希望をかなえるため、子育て世帯向けの住宅を安価な家賃で提供します。

評価	計画より先行	事業方向	新規（平成30年3月開始）
課題・方針	子育て世帯を支援するため、引き続き事業を継続します。		

※この事業は前計画にはなかったものですが、平成30年度からの実績に応じて「計画より先行」としました。

⑦ 就学援助（要保護・準要保護※児童生徒援助）制度（教育総務課）

学校で必要な費用の支払が困難な児童生徒の保護者に対して、必要経費の一部を援助します。

※要保護は生活保護受給者、準要保護は生活保護に準ずる生活状況

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	継続実施することで、義務教育の円滑な実施に資します。		

⑧ 児童手当（子育て支援課）

中学校修了までの児童を対象に手当を支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	継続実施することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		



基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を育むまち

1 親と子の健康づくり

【基本施策Ⅱ－1－(1)】妊娠・出産からの切れ目のない支援の推進

① 母子健康手帳の交付（健康づくり支援課）

妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	母子健康手帳の配布時に、保健師・看護師が面談しハイリスク妊婦の把握を行い、妊娠期の早期から継続支援を行います。		

② 妊産婦・乳児健康診査費助成事業（健康づくり支援課）

妊婦健康診査（14回分）、産婦健康診査（2回分）及び乳児健康診査（2回分）の補助が受けられます。

評価	計画通り	事業方向	拡充
課題・方針	妊婦健康診査（14回分）、産婦健康診査（2回分）及び乳児健康診査（2回分）の補助を行い、妊娠中及び産後の継続した健康管理と経済的な負担を軽減します。		

③ ハイリスク妊産婦の訪問（健康づくり支援課）

妊娠時から継続的な支援を図り、身体的、精神的、社会的にも健全な子育てができるよう訪問事業を実施します。

評価	計画通り	事業方向	拡充
課題・方針	母子健康手帳交付時の面談により、ハイリスク妊婦の把握を行い、妊娠早期から継続して関わり、妊娠・出産・育児と関係機関と連携し継続支援を行います。		

④ 健康診査・予防接種（健康づくり支援課）

妊婦や乳幼児の健康診査の充実と予防接種の推進を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	乳幼児の健診においては、対象者全てが受診し、乳幼児の養育環境の把握と発育・発達の確認を行います。また、乳幼児健診を通して予防接種歴の確認を行い、未接種の予防接種については接種勧奨を行い、健康の増進を図ります。		

⑤ 新生児訪問指導（健康づくり支援課）

産後早期の育児トラブルに対応し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう出産後 28 日以内に 2 回、助産師の新生児訪問指導を受けることができます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	出産後早期の育児不安に対し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう出産後 28 日以内に 2 回、助産師の新生児訪問指導を行い、育児支援の向上を図ります。		

⑥ 育児相談（健康づくり支援課）

5 か月児以上の乳幼児の子育て相談を実施します。

評価	計画通り	事業方向	見直し
課題・方針	5 か月児以上の乳幼児の子育て相談を実施し、保護者の相談に応じ育児支援を行います。平成 30 年度から同日同時間に実施していた歯科相談を廃止し、育児相談内の個別歯科相談で対応します。		

⑦ 歯科相談（健康づくり支援課）

歯科相談その他保健指導の充実に努めます。

評価	見直しが必要	事業方向	見直し
課題・方針	相談利用者の減少により、平成 30 年度から同日同時間に実施している育児相談内で個別歯科相談を実施します。		

⑧ 乳幼児健診（健康づくり支援課）

4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児歯科健診、3 歳児健康診査、乳幼児健診二次検診などにより、乳幼児の健やかな成長を支援します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各種乳幼児健診、歯科健診により、発育・発達の確認と保護者の育児相談に応じ、乳幼児の健やかな成長を支援します。また、未受診者については、必ず乳幼児の所在を確認し受診勧奨に努めます。		

⑨ 子どもの事故防止啓発活動（健康づくり支援課）

誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識を啓発し、不慮の事故を予防します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	4 か月児健診において、乳幼児の事故防止についてパンフレットの配布と説明を行い事故防止に努めます。		

⑩ 新生児聴覚検査助成（健康づくり支援課）

聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、新生児聴覚検査費の一部を助成します。

評価	—	事業方向	新規（令和元年 10 月開始）
課題・方針	新生児聴覚検査費用の一部を助成することにより、全新生児が検査を受け、聴覚障害を早期に発見します。		

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	訪問実施率 100%を目標に実施し、各家庭の養育環境の把握と乳児及び保護者の心身の状況の把握と相談支援を行います。		

⑫ 養育支援訪問事業（健康づくり支援課）

養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	乳児全戸訪問で把握した、特に養育のために支援が必要とされる家庭を訪問し、養育指導や助言・相談を行います。		



【基本施策Ⅱ－1－(2)】産科・小児医療体制の充実

① 市民病院における小児医療・救急体制の整備（市民病院、健康づくり支援課）

市民病院における小児医療・救急体制の整備を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	休祝日・年末年始・夜間の救急医療の確保のため、市医師会・日立保健所管内の医療機関の協力体制により、救急医療の確保に努めます。		

② 医療機関による救急医療体制の整備・充実（市民病院、健康づくり支援課）

救急医療を確保するために、地元医師会をはじめ医療機関相互の連携の強化と協力体制の構築を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	休祝日・年末年始・夜間の救急医療の確保のため、市医師会・日立保健所管内の医療機関の協力体制により、救急医療の確保に努めます。		

③ 不妊治療費助成事業（健康づくり支援課）

不妊治療技術が高度で、かつ治療費が高額である特定不妊治療の一部を助成します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	不妊治療技術が高度で、かつ治療費が高額である特定不妊治療の一部を助成し経済的な負担を軽減します。		

④ 不育症治療費助成事業（健康づくり支援課）

不育症は原因不明の場合が多く、治療を継続する中で経済的にも負担が大きいため、治療費の一部を助成します。

評価	—	事業方向	新規（令和元年8月開始）
課題・方針	治療費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。		



【基本施策Ⅱ－１－(3)】子育て親子の交流の促進

① 妊婦教室・父親教室（健康づくり支援課）

妊婦教室(プレママプラス)、父親教室(プレパパスクール)を実施します。

評価	見直しが必要	事業方向	見直し
課題・方針	産科医療機関において、妊婦教室を実施していることから、妊婦教室を縮小し両親を対象とした父親（両親）教室として拡充します。		

② 子育てサークル活動への支援（子育て支援課、健康づくり支援課）

乳幼児期の育児を支援するため、赤ちゃんサークルや子育てふれあいサロン、母親クラブなどの育児サークル活動を支援します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子育てに関する健康教育や育児相談に関する活動を促進し、育児不安の解消を図ります。		

③ おひさまクラブ（健康づくり支援課）

乳児（5～9 か月）と母親を対象に、親子遊びや手遊び、スキンシップ体操などを行い、母親同士の交流を行います。

評価	見直しが必要	事業方向	見直し
課題・方針	子どもの家や子育て支援センター等、乳幼児を対象とした事業が充足してきたことから、乳児サークルの見直しについて検討しています。		



【基本施策Ⅱ－１－（４）】食育の推進

① 離乳食教室（健康づくり支援課）

乳幼児期の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるため開催します。

評価	見直しが必要	事業方向	見直し
課題・方針	乳幼児期の望ましい食習慣の啓発のため、教室を開催します。同時間帯に母親教室を開催し、妊婦が乳児と触れ合う機会としています。		

② 親子料理教室（健康づくり支援課）

親子料理教室など、食に関する学習機会の充実を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	食育の推進と食に関する学習の機会として、食生活改善推進員の協力により親子料理教室を行います。		

③ 食育支援ネットワーク構築（健康づくり支援課）

行政、保育所、認定こども園、学校等の関係者による食育支援ネットワークを構築し、家庭・施設・学校・地域が連携して食育を推進します。

評価	遅れている	事業方向	見直し
課題・方針	市内保育所、認定こども園等での食育に関する取組みについて現状を調査し、乳幼児期の食育に関する課題に対し、保育所や認定こども園の職員を構成員とする食育推進会議にて検討していきます。		



2 地域の子育て力づくり

【基本施策Ⅱ－2－(1)】家庭・地域の子育て力の強化

① 教育・保育施設と小学校との連携（学校教育課、子育て支援課、教育総務課）

就学前の学校訪問や教育・保育施設の見学を実施するなど、両者の連携推進を図ります。

評価	遅れている	事業方向	拡充
課題・方針	連携推進を図るための幼児教育アドバイザー等が動きやすい人的配置を検討していく必要があります。		

② 学校評議員制度（学校教育課）

学校評議員制度などの活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	地域の方々と意見交換ができるので、地域との連携・協力を図るための貴重な場であることから現在の制度を継続していきます。		

③ 家庭教育の推進（生涯学習課）

家庭内で教育のあり方を学習するため、県教育委員会が作成した「家庭教育ブック」を、各小学校を通し保護者へ配布し、家庭教育学習において活用することにより、家庭教育の推進を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	茨城県教育委員会において作成した家庭教育支援資料「家庭教育ブック」等を活用した保護者や児童向けの研修会（講話）を市内小学校の協力により継続して実施します。		

④ 青少年健全育成（生涯学習課）

青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。また、家庭・学校・各種団体など、地域社会が一体となって青少年健全育成の重要性を認識し、その目的達成のための各種事業を実施する青少年健全育成市民の会へ補助を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	今後も定期的な青少年相談員巡回活動のほか、定例会や研修会を実施し、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等に努めます。また、各種団体、学校関係者、警察青少年相談員連絡協議会との連携強化により、青少年の健全な育成を図ります。		

⑤ 母親クラブの育成（子育て支援課）

母親クラブ等への助成を通じ、地域における子どもと子育てに関わる地域活動の充実を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	母親クラブへの助成を継続し、地域活動の充実や多様な活動の展開を促進します。		



【基本施策Ⅱ－２－(２)】豊かな心と健やかな身体をはぐくむ学習・体験活動の充実

① 地域における子育て組織への支援（生涯学習課）

子ども会やスポーツ少年団など地域における子育て組織の活動の推進と支援に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子ども会が安全に活動するために安全共済会へ加入できる体制の継続やスポーツ少年団への加入促進、市内小・中学校施設の貸し出しの迅速な手続きを図り、地域における活動の推進と支援に努めます。		

② 子育て体験トーク・子育てセミナー（生涯学習課）

子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、保育所や認定こども園の保護者を対象とした交流会を年数回程度実施します。また、専門の講師による学習セミナーを実施します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	参加者が減少傾向にあるため、開催の周知等参加者を増やす方策を検討します。		

③ 乳幼児とのふれあい活動（健康づくり支援課）

乳児サークルの場などを利用して、高校生等が乳幼児とふれあう機会の創出を図ります。

評価	見直しが必要	事業方向	見直し
課題・方針	市内全小中学校・高校で思春期教育を実施していること、また、市内に子どもの家等、乳幼児サークルが充足してきたことから、乳児サークルの見直しを検討中のため、他の母子保健事業で実施することを検討しています。		

④ 元気っ子体験学習（生涯学習課）

親子対象の「ヒロシマで学ぶ平和への旅」の実施、これらの事業報告会となる「元気っ子プラザ」を開催し、体験学習の機会を提供します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	小学校5・6年生児童を対象とした「ヒロシマで学ぶ平和への旅」では「広島平和記念式典」に参列するなど平和学習等を行い、事業報告会「元気っ子プラザ」を継続して実施します。		

⑤ 中学生のボランティア活動推進（学校教育課）

中学生の清掃、環境美化等のボランティア活動の推進により、地域社会との交流機会を拡大し、若者の社会参加意識の醸成に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各小・中学校において、子どもたちの考えを取り入れながら特色あるボランティア活動に取り組んでいます。		

⑥ 職場体験による意識啓発（学校教育課）

職場体験を通じ、就職・就業に対する中学生の意識啓発を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	中学校2年生を対象にキャリア教育の一貫として職場体験を行っています。貴重な体験のため、今後も継続していきます。		

⑦ 子ども議会（教育総務課）

学校教育の一環として、児童・生徒の市政に対する興味・関心を引き起こし、将来の本市のまちづくりの一端を担う人材を育成し、さらに子ども議会での提案等に基づき本市のまちづくりに反映させます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子どもの意思を表明する場として、また、行政の役割を学ぶ場として、引き続き実施します。		

⑧ ブックスタート（図書館）

生後1歳未満の赤ちゃんに絵本のセットを贈呈し、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を開くきっかけをつくります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	「ブックスタート」は、親子で絵本に触れる機会を提供することで、乳幼児が読書に親しみかけとなっているため、今後も配布を継続していきます。		



基本目標Ⅲ 一人ひとりの子どもに寄り添うまち

1 きめ細かな子ども・子育て支援の充実

【基本施策Ⅲ－1－(1)】児童虐待防止対策の強化

① 要保護児童対策地域協議会（子育て支援課）

虐待防止のネットワークを強化し、より速やかな支援と対応を図るため、北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、切れ目のない総合的支援を図るための支援体制の充実に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	児童虐待の防止・早期発見及び虐待事例に対する円滑な支援を行うため、引き続き、関係機関と連携した支援を行います。		

② 児童虐待防止の啓発（子育て支援課）

児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	児童虐待の未然防止や早期通報に関する理解を促進するため、広報紙やHP及びアプリ等を活用し、引き続き相談・連絡先等の周知を図ります。		

③ 子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課）

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置等により、相談体制の強化を図ります。

評価	—	事業方向	新規
課題・方針	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け準備を進め、設置後は支援拠点の機能を活かし、要保護児童等への支援の充実に努めます。		

④ DV防止対策（子育て支援課）

DV被害の防止に向けて効果的な広報・啓発等に取り組むとともに、関係機関と連携したDV被害者等の相談・支援を行うことで、緊急的な一時保護を含めた被害者等の自立支援を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	DV被害の防止及び被害者の自立支援を図るため、相談・支援を担う職員の専門的技術の向上及び体制の強化や関係機関との連携促進を図ります。		

【基本施策Ⅲ－１－(２)】ひとり親家庭支援の推進

① 児童扶養手当（子育て支援課）

父又は母と生計をともししていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育する方に、児童扶養手当を支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	国の制度に基づき、受給対象者に対し、現状通り手当の支給を継続します。		

② 高等職業訓練促進給付金（子育て支援課）

ひとり親家庭の親が、就職や生活の安定に役立つ資格を取得するため養成機関などで修学する場合に、給付金を支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	ひとり親家庭の就業を効果的に促進するため、現状通り事業を継続します。		

③ ひとり親福祉資金貸付（子育て支援課）

県と連携したひとり親家庭等に対する就学資金や生活資金等の貸付を通じ、ひとり親家庭の自立を促進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	ひとり親家庭に対する経済的な支援のため、現状通り事業を継続します。		

④ ひとり親家庭等新入学児童記念品（子育て支援課）

新しく小学校へ入学するひとり親家庭の児童に対し記念品を贈ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	ひとり親家庭の児童の福祉増進を図るため、現状通り事業を継続します。		

【基本施策Ⅲ－１－（３）】 障害のある子どもと家庭への支援の推進

① 早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課）

発達面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害のある子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、専門的な発達相談や指導等を受けられる機会を提供します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	専門的な発達に関する相談や指導を受ける機会を提供するとともに、医療・保健・教育・福祉の関係機関と連携し、保護者・対象児を支援します。		

② 教育支援委員会事業（学校教育課）

教育支援委員会により、障害のある子に対して、適正な教育支援を行うため、就学相談・就学指導等について審議します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	年３回実施し、今後も現状のまま継続していきます。		

③ 特別支援教育支援員の配置（学校教育課）

障害のある子の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

評価	計画通り	事業方向	拡充
課題・方針	特別な配慮が必要な児童・生徒の増加により、支援員の配置を要望する学校が多いため、今後、支援員の増員を検討していきます。		

④ 特別支援教育（巡回相談専門家派遣）事業（学校教育課）

障害のある子への指導や支援の充実を図るため、県の事業を活用し特別支援教育巡回相談を行います。

評価	計画通り	事業方向	新規（平成 31 年 4 月開始）
課題・方針	支援が必要な児童・生徒に適切に対応するため、特別支援教育に関する専門性の向上に努め、支援体制の強化を図ります。		

※この事業は前計画にはなかったものですが、実施の実態に応じて「計画通り」としました。

⑤ 障害者日中一時支援事業（社会福祉課）

障害のある子を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、サービスの利用の PR 等を実施し、制度の周知と利用者支援を図っていきます。		

⑥ 児童発達支援（社会福祉課）

障害のある子の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、サービスの利用のPR等を実施し、制度の周知と利用者支援を図っていきます。		

⑦ 放課後等デイサービス（社会福祉課）

学校就学中の障害のある子に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって放課後等の居場所づくりを推進します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、サービスの利用のPR等を実施し、制度の周知と利用者支援を図っていきます。		

⑧ ホームヘルプ（社会福祉課）

在宅で生活する障害のある子に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、サービスの利用のPR等を実施し、制度の周知と利用者支援を図っていきます。		

⑨ ショートステイ（社会福祉課）

障害のある子を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、サービスの利用のPR等を実施し、制度の周知と利用者支援を図っていきます。		

⑩ 障害のある子等に対する経済的支援

障害のある子どもと家庭へ以下の支援を実施します。

- ・特別支援教育就学奨励制度（教育総務課）

特別支援学級に在籍している児童生徒及び同等の障害があると認められた児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を助成します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	継続実施することで、義務教育の円滑な実施に資します。		

- ・障害児福祉手当（社会福祉課）

重度の障害があるため、普段の生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	国の施策に基づき実施します。		

・特別児童扶養手当（社会福祉課）

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを在宅で育てている保護者に支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	国の施策に基づき実施します。		

・心身障害者扶養共済（社会福祉課）

障害のある子の保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある子に年金を支給します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続きPR活動を通じて、制度の周知を図ります。		

【基本施策Ⅲ－１－（４）】不登校児等への心のケアの充実

① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）

小・中学校に県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のカウンセリングを行います。さらに、中学校には心の教室相談員を配置し、教育相談の充実を図っていきます。スクールソーシャルワーカーの配置についても、県の事業及び市の事業を活用していきます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育相談体制を充実させていきます。また、福祉的支援を必要とする場合が多いので現状のまま支援を継続していきます。		

② 適応指導教室「ふれあい広場」開催（学校教育課）

不登校に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。また、学校に通えない小・中学生が通室し、さまざまな活動を通じて学校生活に復帰できるよう支援しています。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	集団不応（学校不応）の児童生徒の居場所づくりのため、現状のまま継続し、児童生徒の学校復帰を目指しています。		

2 子育て相談・情報発信体制の充実

【基本施策Ⅲ－２－(1)】悩みに応える子育て相談窓口の充実

① 家庭児童相談（子育て支援課）

家庭児童相談員等が、家庭における児童の養育、教育、身体的、精神的、障害等の相談にあたります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子育て家庭が抱える不安や悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる相談体制を構築します。		

② 子育て世代包括支援センター（健康づくり支援課）

子育て世代包括支援センターを設置し、同時に産前・産後サポート、産後ケア事業など「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」と相談・支援をワンストップで継続して行います。

評価	－	事業方向	新規（令和2年4月開始）
課題・方針	子育て家庭が抱える不安や悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる相談体制を構築します。		

③ 幼児教育相談（学校教育課）

ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	今後も現状のまま継続していきます。		

④ 民生委員・児童委員による相談（社会福祉課）

民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き、市民に対し民生委員の役割をPRする他、民生委員を対象に各種研修を実施し、相談業務の質の向上を図ります。		

【基本施策Ⅲ－２－(２)】子育てに役立つ情報発信力の強化

① 情報誌による情報発信（子育て支援課、健康づくり支援課）

子育てに関する情報を横断的に掲載した「子育て一番北茨城」を配布し、子育て支援に関する情報の周知を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子育てに関する情報を掲載した「子育て一番北茨城」等の充実を図り、引き続き、子育て支援に関する情報の周知に努めます。		

② ICTによる情報発信（子育て支援課）

スマートフォン等の普及を踏まえ、ICTを活用した子育て支援に関する情報を発信します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	子育てに関する情報を掲載したHP「子育て一番北茨城」やアプリ「きたいばナビ」など、手軽に子育て情報を確認できる情報提供体制の充実を図ります。		

③ 健康カレンダー（健康づくり支援課）

保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布し、健康に関する情報を提供します。		



基本目標Ⅳ みんなで子ども・子育てを支えあうまち

1 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【基本施策Ⅳ-1-(1)】子育てしやすい職場づくりの促進

① 育児休業制度の普及・啓発（商工観光課）

育児休業制度取得について、事業所への普及・啓発を図ります。

② ファミリーフレンドリー企業の普及・促進（商工観光課）

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリーフレンドリー企業）の紹介・普及促進を図ります。

③ 一般事業主行動計画の趣旨の普及（商工観光課）

「計画」策定対象企業の策定促進を図るとともに、「計画」策定対象企業でなくても、「子育てと仕事の両立」ができるような職場環境の趣旨の普及を図ります。

【基本施策Ⅳ-1-(2)】ワーク・ライフ・バランスに向けた機運の醸成

① ワーク・ライフ・バランス憲章の普及（まちづくり協働課）

ワーク・ライフ・バランス憲章について、ホームページ等により普及を図ります。

② 「児童の権利に関する条約」の普及・啓発（子育て支援課）

18歳未満の全ての子どもを対象にした条約の趣旨について、子ども・住民に普及・啓発を図ります。

③ 「男女共同参画社会」の普及・啓発（まちづくり協働課）

第3次きたいばらき男女共同参画プランに基づき、計画的な推進を図ります。

2 子どもと子育てにやさしい環境づくり

【基本施策Ⅳ－２－(1)】子どもが元気に遊べる公園づくりの推進

① 公園の充実（都市計画課）

子どもに安全で快適な空間を提供するため、公園施設の定期的な点検結果等を踏まえ、遊具の安全性の向上を図るとともに、地域団体等との連携による公園の清掃活動等を進めます。

また、安心して公園が利用できるように、外周からの見通しの確保、園内の死角となる部分の排除、園内への街灯の設置等を通じ、防犯に配慮した公園整備を進めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	更新も含め、毎年2基程度の街灯の設置を進めていきたいが、フェンスや遊具等、他の施設の老朽化が著しいため、それらを考慮した整備（防犯に配慮した）を進める必要があります。		

【基本施策Ⅳ－２－(2)】子育てバリアフリーの推進

① 公共施設など建設物のバリアフリー化（図書館、教育総務課、健康づくり支援課、生涯学習課）

図書館や学校、その他の公共施設等については、入口の段差解消やスロープの設置、手すりの設置、車椅子が利用できる開口部の確保などバリアフリー化を促進します。

評価	遅れている	事業方向	拡充
課題・方針	学校施設やその他の公共施設のバリアフリー化に努めます。		



3 安心して成長できる環境づくり

【基本施策Ⅳ-3-(1)】防犯対策の強化

① 関連機関のネットワーク化（子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、総務課）

教育・保育施設や学校、子どもを守る110番の家、青少年相談員、地域住民などによる子どもを守るネットワークを強化します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	保育所、認定こども園、家庭、学校、地域及び関係機関・団体との連絡を密にし、子どもを守るネットワークの強化に努めます。		

② 犯罪に関する情報提供（子育て支援課、学校教育課）

犯罪及び不審者等に関する情報提供に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各学校、関係機関及び関係団体との連携により、不審者等の速やかな情報提供をしています。今後も継続していきます。		

③ 安心なまちづくり推進事業（社会福祉協議会）

青少年相談員や自主防犯組織による巡回活動など自主防犯活動、青少年健全育成団体への支援と情報提供を行います。また社協7支部（町単位）11地区において、安心なまちづくり推進事業として個別防犯活動や防犯に関する啓発活動を実施します。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	社協7支部で実施している「安心なまちづくり推進事業」においては、情報交換及び交流の場として、支部代表者による会議を開催しています。また、各支部の活動について社協広報誌等で広く周知を図ります。		

④ 子どもを守る110番の家（生涯学習課）

子どもが犯罪の被害を受けた時、または犯罪に巻き込まれそうになった時に一時的に避難する場所として、子どもを守る110番の家への協力要請とその周知を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	小学校や市民の会と連携し、市民への協力要請と周知に努めます。		

⑤ 防犯講習会（学校教育課）

日常のなかで犯罪に対する警戒意識の醸成を図るため、学校などにおける防犯講習会などの充実を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各学校で、発達段階に応じた不審者対応避難訓練及び防犯教室を計画的に実施しています。今後、効果的な教育活動になるよう支援していきます。		

⑥ 犯罪被害児童への支援（学校教育課）

犯罪及び不審者等の被害にあった児童に対しては、関係機関の連携協力のもと、あらゆる支援ができるよう体制の整備に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	不審者被害、虐待等を含めて、関係機関等と連携し支援に努めていきます。さらに心のケアにも対応していきます。		



【基本施策Ⅳ－３－（２）】防災対策の強化

① 防災訓練・防災教育（学校教育課、消防本部予防課、総務課）

災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。また、保育所及び認定こども園では、防災教室や花火教室を行います。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	地域と連携した実践的な防災教育、防災訓練を推進していきます。また、保育所、認定こども園や小学校で防災教室等を実施し、防災意識の高揚を図ります。		

② 学校防災情報連携（学校教育課）

各学校、防災メールの情報をもとに市地域防災計画に基づき、児童・生徒の安全確保を図ります。

評価	計画通り	事業方向	新規（随時実施）
課題・方針	災害発生時及び台風等災害が予測される場合の休校等の連絡を迅速に行い、児童・生徒の安全確保を図ります。また、避難所開設などの情報伝達を迅速に行います。		

※この事業は前計画にはなかったものですが、実施の実態に応じて「計画通り」としました。

③ 幼保防災情報連携（子育て支援課）

災害のレベル等、災害に関する情報の伝達を迅速に行い、防災の強化に努めます。

評価	—	事業方向	新規
課題・方針	防災メールの登録推進及び幼保連絡協議会で災害時等の情報連携について協議し、幼児の安全確保を図ります。		

【基本施策Ⅳ－３－（３）】交通安全対策の強化

① 通学路安全点検（教育総務課）

小・中学校の通学路点検を実施し、児童・生徒にとって危険な箇所の速やかな発見に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	北部、中部、南部に分け3年に1回通学路安全点検を実施し、関係機関と連携し、安全確保を行います。		

② 交通安全教育の実施（学校教育課、総務課）

交通安全教育を実施するとともに、その内容の充実を図ります。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	各学校において、毎年、発達段階に応じて計画的に交通安全教室を実施しています。		

③ チャイルドシートの設置促進（総務課）

チャイルドシートの取り付けの指導や後部座席を含めたシートベルトの着用を徹底することにより、交通事故が起こった際の乳幼児の安全性向上に努めます。

評価	計画通り	事業方向	現状継続
課題・方針	引き続き警察や関係機関と協議しながら対策をとっていきます。		

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに北茨城市子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業への適切な反映や新たな課題に対して積極的に取組み、広く市民への周知にも努めます。

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「北茨城市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者や市民代表などさまざまな分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や見直しの検討などを行っていきます。

(3) 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

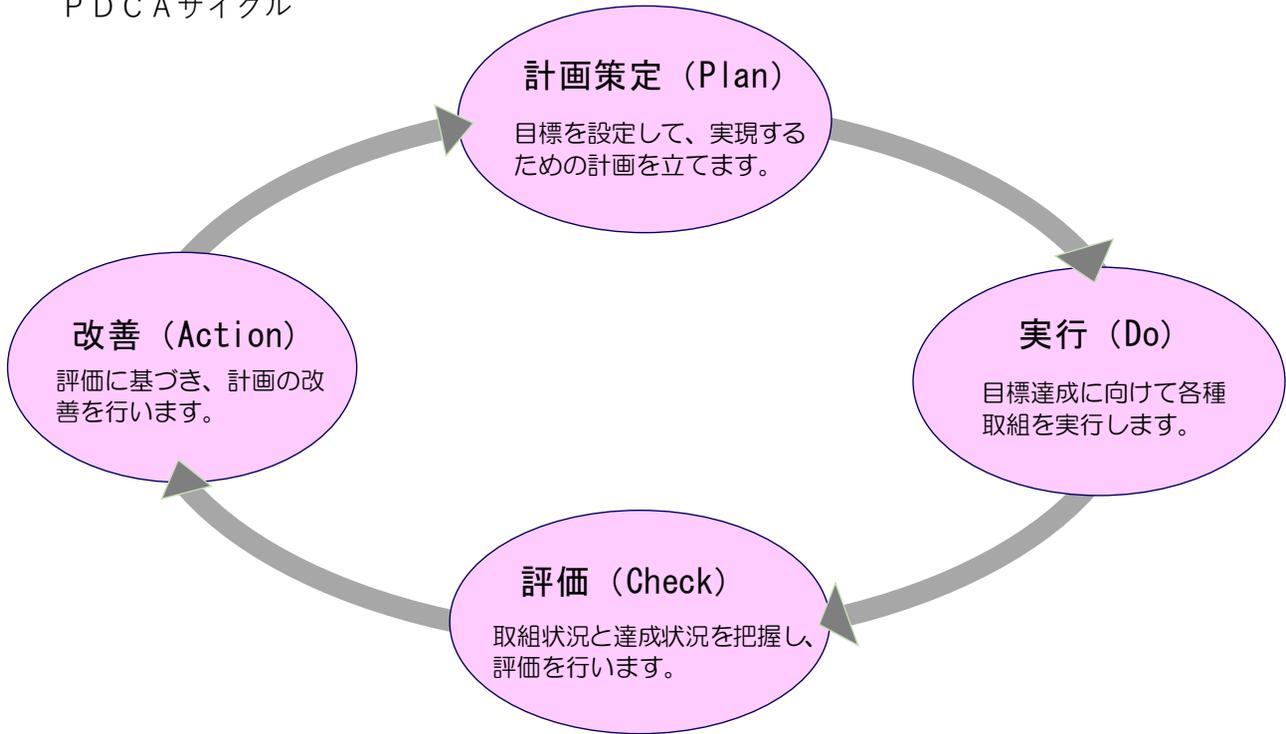
社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化推進や市民参加型サービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。企業や事業所等については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」の実現及び育児休業制度の普及や促進を図ります。

2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

P D C A サイクル



資料編

資料1 北茨城市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、北茨城市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年北茨城市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

資料2 北茨城市子ども・子育て会議委員名簿

No.	団体名等	役職名等	氏名
1	保護者（公募）	保護者	秋山 亜希子
2	事業主代表	いそはら幼稚園理事長	大平 康裕
3	事業主代表	大津保育園長	小池 友子
4	事業主代表	学童風の子クラブ館長代行	茅根 尚子
5	労働者代表	連合北茨城地区協議会代表	鈴木 康治
6	学校代表者	石岡小学校長	湯原 深雪
7	市議会議員代表	文教厚生委員	鈴木 康子
8	学識経験者	東北福祉大学教授	三浦 剛
9	学識経験者	元教育委員	大塚 淳子
10	子育て支援事業従事者	社会福祉協議会事務局長	柏 豊嬉
11	北茨城市	副市長	鶴沼 聡
12	北茨城市	市民福祉部長	佐藤 千壽
13	北茨城市	教育部長	金澤 節

資料3 北茨城市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年度	開催日	内容
平成30年度	11月27日	第1回北茨城市子ども・子育て会議 (1) 第2期北茨城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(案)について (2) その他
	12月～1月	就学前・就学児童の子育て家庭へのアンケートの実施
令和元年度	7月30日	第1回北茨城市子ども・子育て会議 (1) 第2期北茨城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告 (2) 第2期北茨城市子ども・子育て支援計画(骨子案)の提示 (3) その他
	11月13日	第2回北茨城市子ども・子育て会議 (1) 第1回会議からの修正点の確認 (2) 第2期北茨城市子ども・子育て支援計画(案)について 施策体系について 教育・保育の見込み量と確保方策について (3) その他 次回日程について
	1月14日	第3回北茨城市子ども・子育て会議 (1) 第2回会議からの修正点の確認 (2) 第2期北茨城市子ども・子育て支援計画(案)について 利用定員の設定について (3) その他 次回日程について パブリックコメントの実施スケジュールについて
	1月17日～24日	北茨城市子ども・子育て会議での計画(案)修正後の委員書面での意見
	1月29日～2月12日	パブリックコメントの実施
	2月28日	第4回北茨城市子ども・子育て会議 (1) 第2期北茨城市子ども・子育て支援計画(案)について (2) その他

北茨城市子ども・子育て支援プラン

発行 令和2年3月

発行者 茨城県北茨城市

編集 北茨城市 市民福祉部子育て支援課

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630

電話：0293（43）1111

FAX：0293（43）6155

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp>



市ホームページ
特設ページへ

